

# 第8期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）



令和3年（2021年）3月

秦野市



## は じ め に

全国的に本格的な少子・超高齢社会が進行する中で、本市においても高齢化率は30パーセントを超えています。

本市では、高度成長期に移り住んだ団塊の世代が非常に多く、令和7年度（2025年）には、高齢者人口約5万人のうち75歳以上が約3万人となり、全人口の約2割を占めると予想されています。

平成27年の介護保険法の改正を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の推進による自立支援、医療と介護の連携や認知症施策を重点的に進め、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

将来的には、高齢者のみの世帯の増加に加え、現役世代の減少による地域の生活課題の増大が見込まれ、介護サービスや生活支援を安心して提供できる体制整備のほか、介護人材の確保や育成なども課題となっていきます。

第8期計画では、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）を見据えて、さらに地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが不可欠であり、健康寿命の延伸を図るフレイル予防や在宅医療と介護連携の充実、高齢者サロンや認知症カフェへの支援に努めてまいります。

また、地域高齢者支援センターの機能強化、災害や感染症に係る支援体制の整備により、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、高齢者の就労機会や活躍する場の確保にも重点的に取り組んでいきたいと考えております。

超高齢社会に対応するため、「地域共生社会」理念のもと、すべての人が生きがいや希望を持って暮らす健康長寿社会を目指してまいりますので、皆様のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定に当たり、秦野市高齢者保健福祉推進委員会をはじめ多くの皆様から貴重なご意見、ご提案をいただきました。ご尽力いただいた皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に向けて、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

秦野市長 高橋昌和





# 目次

<b>第1章 計画策定趣旨</b>	P 1
1 計画策定に当たって	P 3
2 計画の期間	P 3
3 計画の位置付け	P 4
4 計画の推進と進行管理	P 4
5 地域共生社会の実現に向けて	P 5
6 介護保険制度の改正	P 6
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b>	P 9
1 本市の高齢者の現状	P 11
2 介護者の状況	P 16
3 本市の介護保険の状況	P 18
4 第7期計画の評価と第8期計画推進に向けた課題	P 22
<b>第3章 計画の基本構想</b>	P 29
1 基本理念と政策目標	P 31
2 成果指標	P 33
3 施策の体系	P 34
4 重点施策	P 35
5 日常生活圏域の設定	P 38
<b>第4章 施策の展開</b>	P 41
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	P 43
2 認知症施策の推進	P 65
3 健康と生きがいがづくり	P 72
4 介護予防・自立支援、重度化防止の推進	P 82
5 介護保険の健全運営と円滑な実施	P 88
<b>第5章 介護サービス量等の見込み</b>	P103
1 被保険者数及び要介護認定者数	P105
2 介護保険給付費及び地域支援事業費	P106
3 第1号被保険者の介護保険料	P112
<b>資料編</b>	P115

※本計画で引用している各種調査の集計結果グラフについて

回答の比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。



## 第1章

# 計画策定趣旨





## 第1章

## 計画策定趣旨

## 1 計画策定に当たって

日本の高齢化は世界に類を見ないスピードで進展し高齢者人口が急速に増加しています。本市においても、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯及び認知症高齢者の増加などにより、介護を必要とする高齢者は年々増加する見込みです。

また、高齢者が増加していく一方で、担い手である労働人口は減少していくため、将来を見据えた基盤整備や人材確保が喫緊の課題となっています。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野に立った高齢者保健福祉施策を明らかにするとともに、適正な介護保険給付を実施するための介護保険事業の指針を定めるものです。

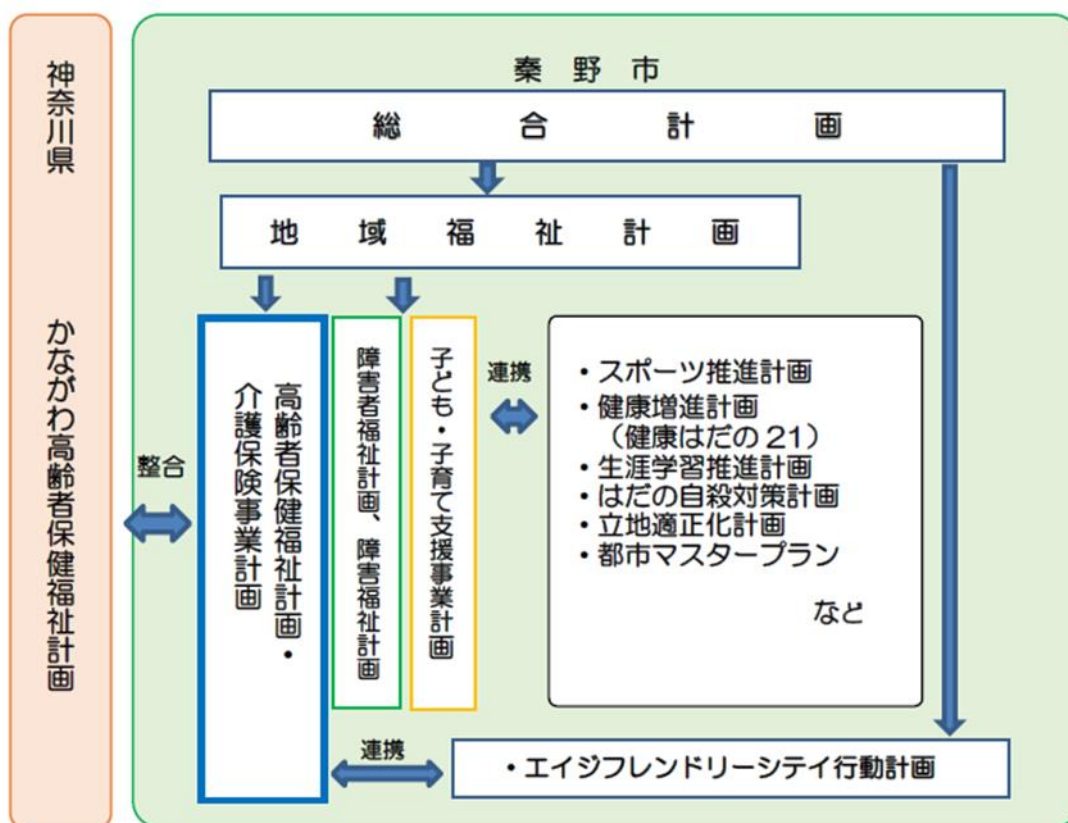
## 2 計画の期間

本計画は、3年毎に見直しを行うものとし、計画期間は、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの3年間です。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間		
2025年に向けた 地域包括ケア計画			2025年までの地域包括 ケアシステム構築に向けた 「点検・評価・改善」を行う			2025年までの地域包括 ケアシステム構築に加え 2040年を見据えた計画		

### 3 計画の位置づけ

本計画は、国が定めた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」並びに「秦野市総合計画」をはじめとする本市の各分野の関連計画等との調和及び整合性を図りながら、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。



### 4 計画の推進と進行管理

計画の進行管理に当たっては、被保険者数や要介護認定者数の状況、サービスの利用状況、各種取組の達成状況について年度ごとに点検を行い、秦野市高齢者保健福祉推進委員会において計画の進行状況を報告のうえ、意見を聴取し、次期計画の策定に向けた見直しを行っていきます。

また、庁内の関係部署との連携及び情報の共有化を図り、計画に位置付けた各施策の効果的な推進に取り組めます。

## 5 地域共生社会の実現に向けて

### (1) 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた「地域共生社会」の実現

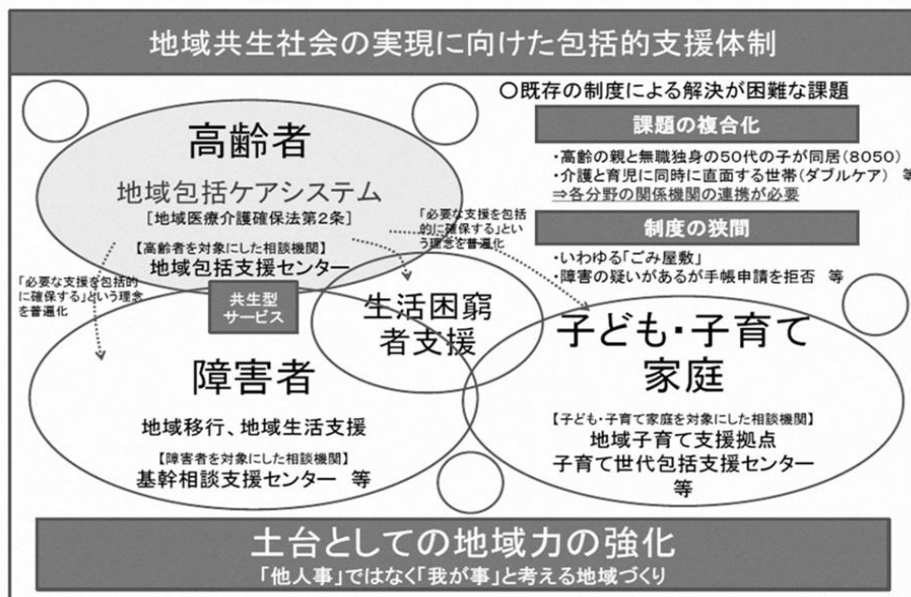
「地域共生社会」は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、「子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる社会」とされています。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係性を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指しています。

### (2) 「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、『支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる』社会です。

### (3) 地域共生社会の実現に向けた市に求められる包括的支援体制について

市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と定められています。



出典：厚生労働省

## 6 介護保険制度の改正

令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。施行日は、令和3年4月1日です。（ただし、(3)②は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、(3)③及び(4)③は公布日）

これらの制度改正の動向を踏まえた計画内容の見直しを行います。

### － 改正の概要（介護保険法関連部分を抜粋） －

#### (1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法令の規定の整備を行う。

【介護保険法、社会福祉法関連】

#### (2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

【介護保険法、老人福祉法関連】

#### (3) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報と安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律関連】

#### (4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

## 令和3年度 介護報酬改定の主な概要

(改定率：+0.70% (内、新型コロナウイルス感染症対応特例0.05% (令和3年9月末まで) )

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の取組の推進」「介護人材の確保・介護現場の革新」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

### (1) 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

- 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

### (2) 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、取組を推進

- 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- 看取りへの対応の充実
- 医療と介護の連携の推進
- 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 地域の特性に応じたサービスの確保

### (3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

### (4) 介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

- 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

### (5) 制度の安定性・持続可能性の確保

必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

- 報酬体系の簡素化

### (6) その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 ・高齢者虐待防止の推進
- ・基準費用額（食費）の見直し ・基本報酬の見直し



## 第2章

# 高齢者を取り巻く 現状と課題





## 第2章

## 高齢者を取り巻く現状と課題

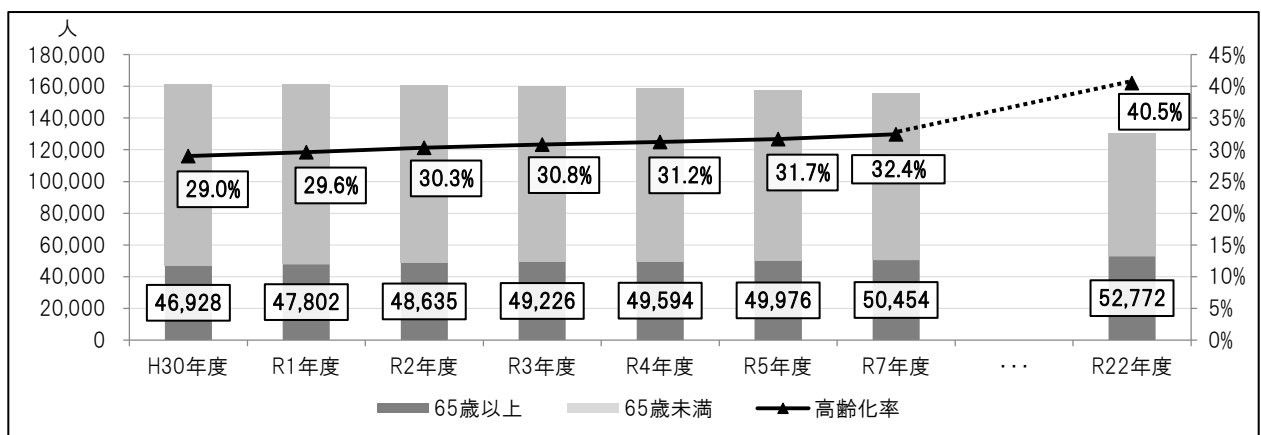
## 1 本市の高齢者の現状

## (1) 高齢者数等の推移

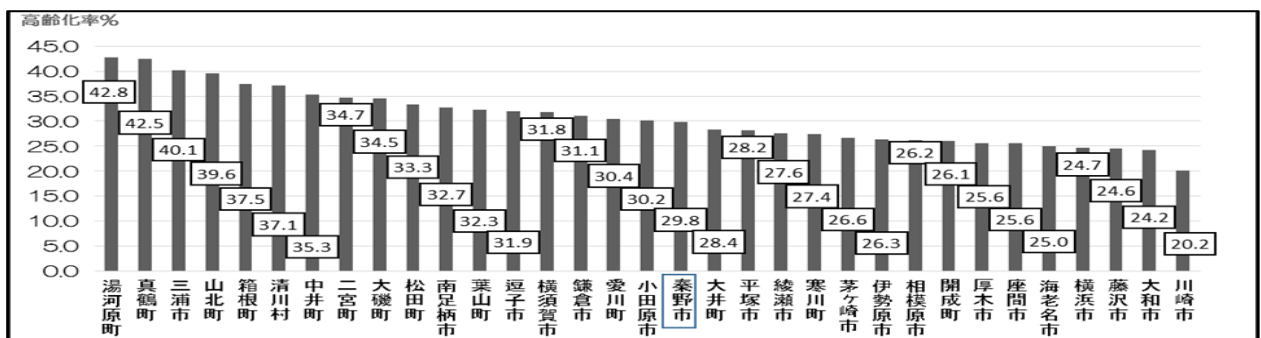
## ◆人口と高齢化率の推移（各年度10月1日現在）

本市の人口は、減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和2年度(2020年度)には高齢化率が30%を超えました。今後も高齢者人口は増加し続け、令和22年度(2040年度)には高齢化率は40.5%となる見込みです。

区分	実績値			推計値				
	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R7年度 (2025年度)	R22年度 (2040年度)
住民基本 台帳人口(人)	161,625	161,283	160,475	159,673	158,775	157,782	155,573	130,235
高齢者65歳 以上人口(人)	46,928	47,802	48,635	49,226	49,594	49,976	50,454	52,772
高齢化率(%)	29.0%	29.6%	30.3%	30.8%	31.2%	31.7%	32.4%	40.5%



## ◆県内市町村との高齢化率の比較



出典：令和2年1月1日現在の神奈川県年齢別人口統計調査結果

◆前期高齢者数と後期高齢者数の推移（各年度10月1日現在）

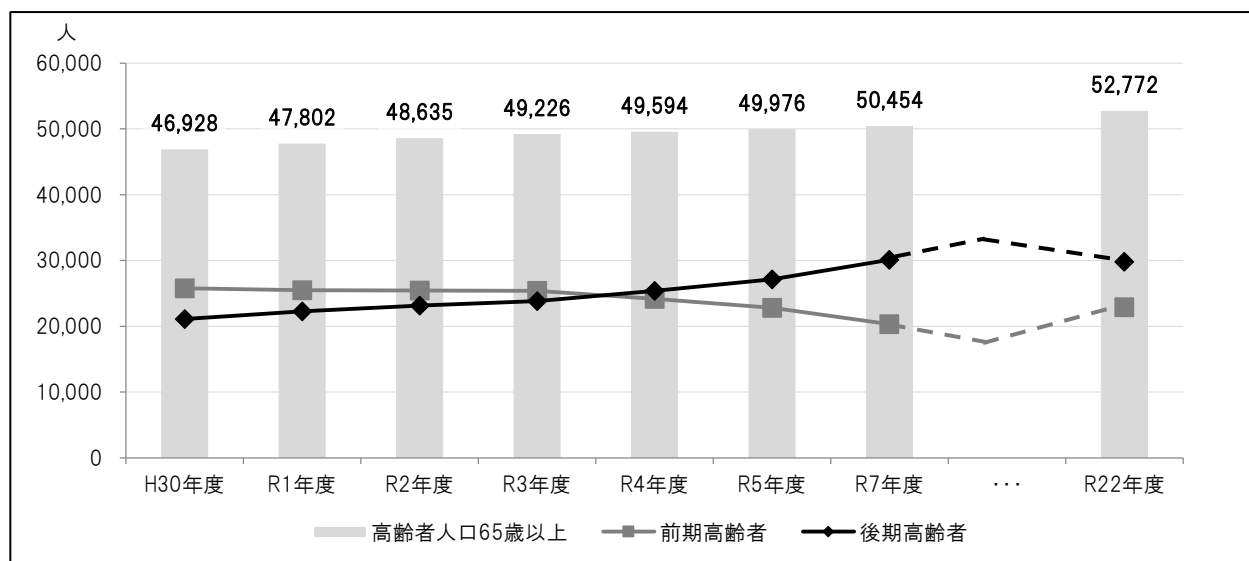
現在、前期高齢者（65～74歳）数が後期高齢者（75歳以上）数を上回っていますが、令和4年度（2022年度）にその数が逆転すると予測されます。

前期高齢者は、令和13年度（2031年度）頃までに、現在より7千人程度減少する見込みであり、その後増加に転じ令和22年度（2040年度）には2万3千人程度になる見込みです。

後期高齢者は、今後増加し続け、令和12年度（2030年度）頃に現在より9千人程度増加しピークを迎え、その後緩やかに減少し3万人程度になる見込みです。

（単位：人）

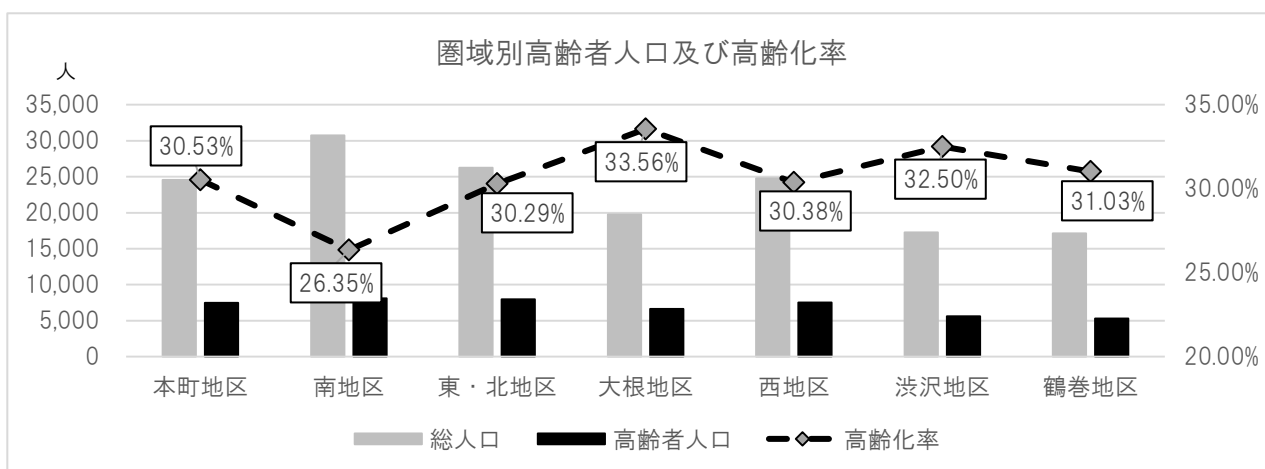
年度 区分	実績値			推計値				
	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R7年度 (2025年度)	R22年度 (2040年度)
高齢者65歳以上人口	46,928	47,802	48,635	49,226	49,594	49,976	50,454	52,772
前期高齢者 (65-74歳)	25,814	25,501	25,466	25,396	24,179	22,811	20,347	22,931
後期高齢者 (75歳以上)	21,114	22,301	23,169	23,830	25,415	27,165	30,107	29,841



◆圏域別高齢者人口及び高齢化率（令和2年10月1日現在）

区分	地区	計	本町	南	東・北	大根	西	渋沢	鶴巻
住民基本 台帳人口(人)		160,475	24,563	30,724	26,273	19,747	24,765	17,272	17,131
高齢者 65 歳 以上人口(人)		48,635	7,500	8,097	7,958	6,628	7,524	5,613	5,315
高齢化率(%)		30.31	30.53	26.35	30.29	33.56	30.38	32.50	31.03

※地区は、7圏域別です。

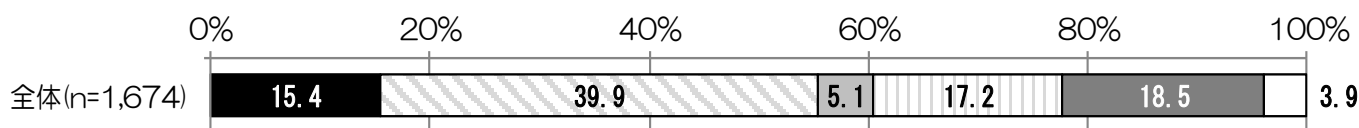


(2) 暮らしの状況

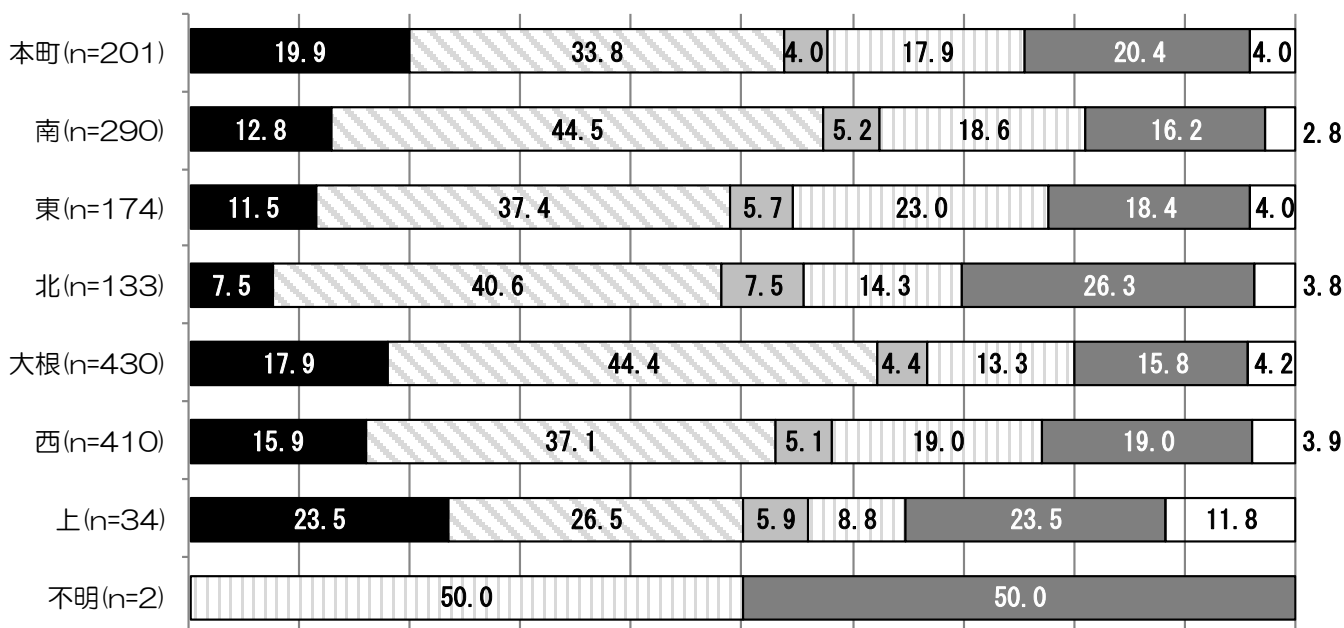
◆家族構成について

令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、家族構成に関する質問に対し「本人、配偶者ともに65歳以上の夫婦2人暮らし」(39.9%)及び「1人暮らし」(15.4%)と回答した方の合計は5割を超えています。ひとり暮らしの高齢者数は年々増加しており、高齢者世帯の数も今後さらに増加していくことが予想されます。

◆【全体】



◆【地区別】



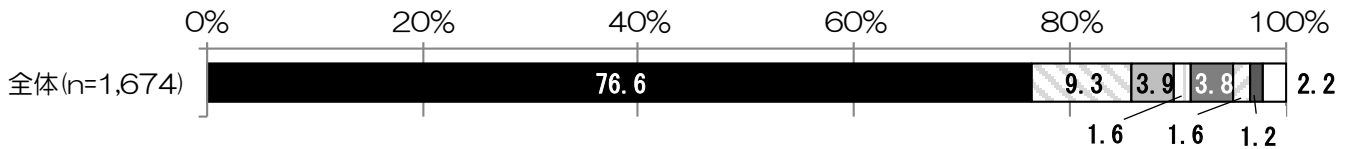
- 1人暮らし
- 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- 息子・娘との2世帯
- その他
- 無回答

資料：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

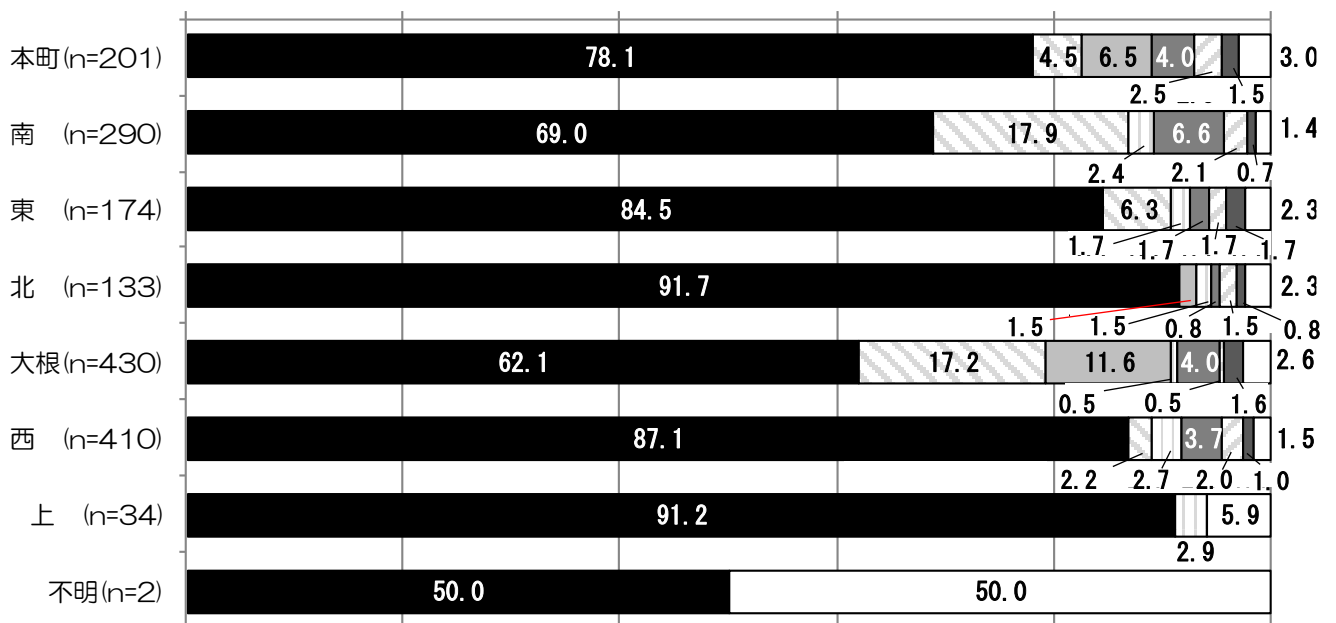
◆住まいの状況について

住まいの状況は、一戸建てと集合住宅を併せた持ち家比率が85%を超えており、北地区と上地区は一戸建ての割合が高く、南地区と大根地区は集合住宅の割合が高い傾向にあります。

◆【全体】



◆【地区別】



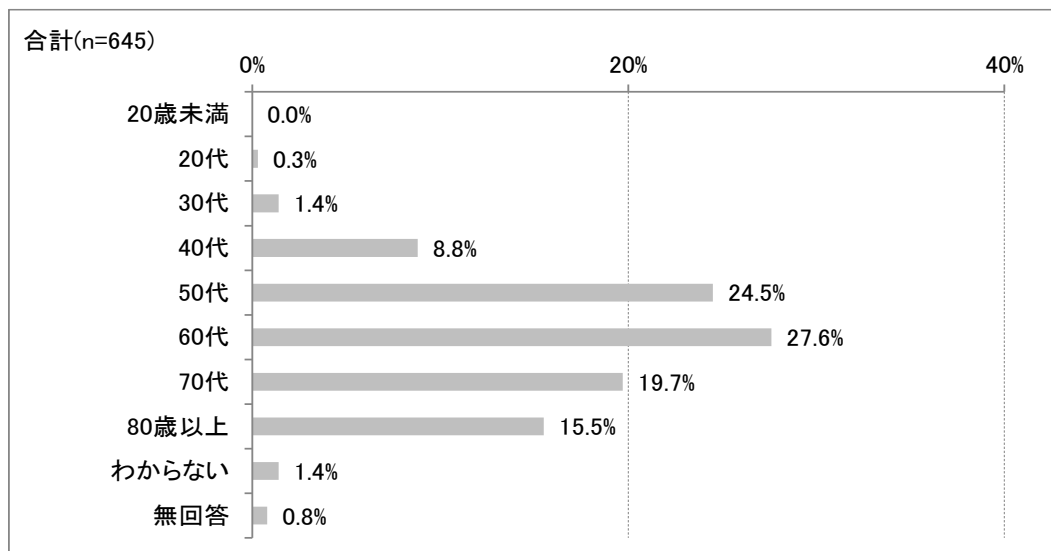
- 持家（一戸建て）
- 持家（集合住宅）
- 公営賃貸住宅
- 民間賃貸住宅（一戸建て）
- 民間賃貸住宅（集合住宅）
- 借家
- その他
- 無回答

資料：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## 2 介護者の状況

### ◆主な介護者の年齢

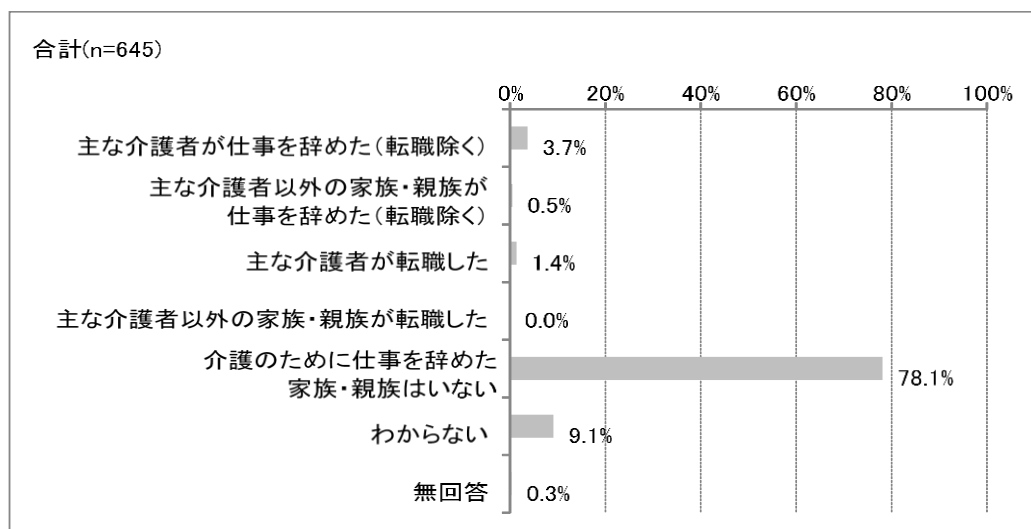
要介護認定を受けている方の家族を対象にした令和元年度に実施した「在宅介護実態調査」によると、主な介護者となっているのは、配偶者や子どもなど関係性の近い家族が多く、年代で見ると、50歳以上が全体の9割弱を占めている状況にあり、介護者の高齢化が進んでいます。



資料：令和元年度在宅介護実態調査

### ◆介護のための離職の有無

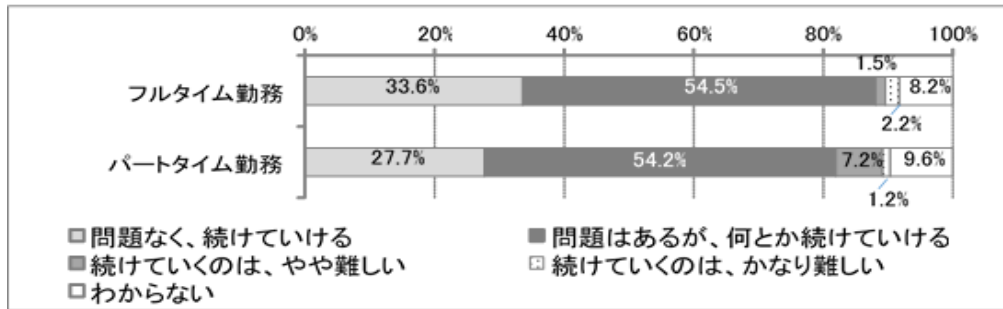
介護に関連した離職の有無は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が全体の8割弱を占めています。一方、「主な介護者」又は「主な介護者以外の家族や親族が仕事を辞めた」と回答した方は合わせて4.2%と減少傾向で推移しています。



資料：令和元年度在宅介護実態調査

◆介護者の就労状況（フルタイムまたはパートタイム勤務）

介護者が、今後就業を継続するに当たって、「問題なく続けていける」と感じている方が約3割であり、「問題があるが何とか続けていける」が約5割となっています。

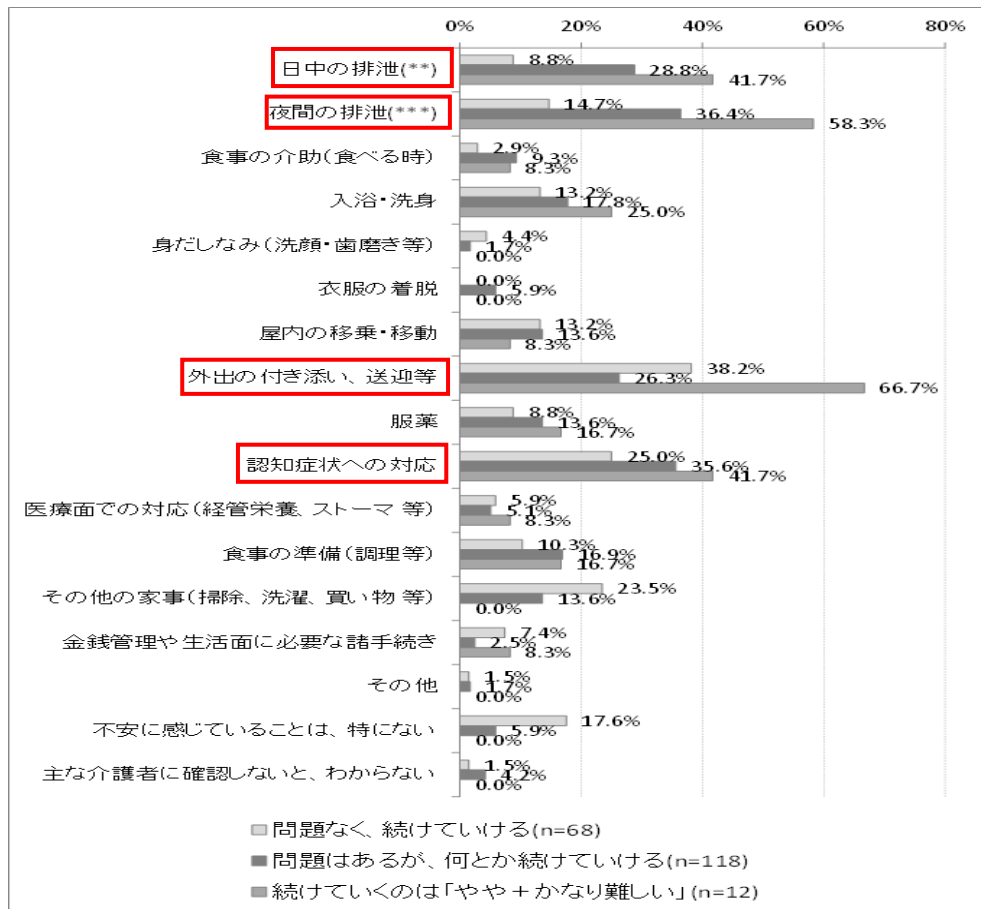


資料：令和元年度在宅介護実態調査

◆今後の在宅生活の継続に向けて、介護者が不安を感じる主な介護

主な介護者が不安を感じる介護は、「続けていくのはやや難しい」もしくは「続けていくのはかなり難しい」とする方では、「外出の付き添い、送迎等」が最も高く、次いで「夜間の排泄」「日中の排泄」「認知症への対応」となっています。

また、「問題はあるが、何とか続けていける」とする方でも、「夜間の排泄」のほか、「認知症への対応」は高くなっています。



資料：令和元年度在宅介護実態調査

### 3 本市の介護保険の状況

#### (1) 第1号被保険者数

第1号被保険者数は、令和2年10月1日現在で、48,431人となり、前年度より810人増加しています。

第6期の最終年度である平成29年度と第7期の最終年度である令和2年度を比較すると、この3年間で第1号被保険者数は5.6%増加しましたが、前期高齢者は2.6%減少し、後期高齢者が16.4%増と後期高齢者の伸び率が大きくなっています。

#### ◆第1号被保険者数等の推移（各年10月1日現在）

（単位：人）

区分	年度	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	H29～R2 の伸び率
住民基本台帳人口		162,141	161,625	161,283	160,475	△1.0%
65歳以上人口		46,031	46,928	47,802	48,635	5.7%
第1号被保険者数		45,864	46,751	47,621	48,431	5.6%
	前期高齢者 (65-74歳)	26,107	25,773	25,461	25,427	△2.6%
	後期高齢者 (75歳以上)	19,757	20,978	22,160	23,004	16.4%
	(再掲)住所地特 例者数※	180	205	233	248	37.8%
高齢化率		28.4%	29.0%	29.6%	30.3%	1.9%

※住所地特例とは

介護保険制度では、住所を有する市町村の被保険者になることが原則となっていますが、この原則によると介護保険施設等が多い市町村の介護給付費が増大してしまいます。こうした財政上の不均衡を是正するため、被保険者が住所地以外の市町村に所在する介護保険施設等へ入所・入居する際に、施設等の所在市町村に住所変更をした場合でも、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる制度です。



## (2) 要支援・要介護認定者数

## ◆要介護等認定申請件数

要介護等の認定申請件数は、年間5千～6千件程度です。令和2年度(2020年度)は例年に比べ大幅に減少しています。これは、平成30年4月申請分から認定の有効期間の上限が24か月から36か月に延長されたことにより更新申請が減少したことが影響していますが、これにより区分変更申請が増加しています。

(単位：件)

区分	H29年度 (2017年度)		H30年度 (2018年度)		R元年度 (2019年度)		R2年度 (2020年度) 見込み	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
新規	1,699	29.8%	1,757	30.3%	1,728	28.8%	1,702	37.2%
更新	3,193	56.0%	3,215	55.5%	3,468	57.8%	1,988	43.5%
区分変更	724	12.7%	735	12.7%	704	11.7%	772	16.9%
転入・その他	89	1.5%	88	1.5%	98	1.7%	108	2.4%
総計	5,705	100%	5,795	100%	5,998	100%	4,570	100%

## ◆要支援・要介護認定者数・認定率の推移(各年10月1日現在)

認定者数は、第1号被保険者数に応じて増加し、令和2年度には認定者数が7,000人を超え、後期高齢者数の増加に伴い、認定率も14%を上回っています。

(単位：人)

区分	年度	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)
第1号被保険者数		45,864	46,751	47,621	48,431
要支援・要介護認定者数		6,416	6,624	6,793	7,054
	第1号被保険者	6,240	6,445	6,616	6,872
	第2号被保険者	176	179	177	182
認定率(第1号被保険者)		13.6%	13.8%	13.9%	14.2%

## ◆介護度別要支援・要介護認定者数の推移（各年10月1日現在）

(単位：人)

区分	年度	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)
要支援・要介護認定者数		6,416	6,624	6,793	7,054
要支援1		440	430	474	520
要支援2		582	635	653	678
要介護1		1,413	1,397	1,378	1,421
要介護2		1,324	1,444	1,522	1,568
要介護3		1,027	1,057	1,108	1,165
要介護4		910	887	920	990
要介護5		720	774	738	712

## (3) 介護保険サービスの利用状況

地域密着型サービス及び施設サービスは横ばいですが、居宅サービスが増加し続けています。

また、令和元年度からは介護療養型医療施設に代わる介護医療院が新たに制度化されたため、令和5年度までに介護療養型医療施設が廃止され、介護医療院へ移行します。

## ◆介護サービス利用者数の推移（各年度10月1日現在）

(単位：人)

区分	年度	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)
サービス利用者数		5,797	6,039	6,275	6,422
居宅サービス		3,874	4,034	4,252	4,400
地域密着型サービス		840	854	855	852
施設サービス		1,083	1,151	1,168	1,170
介護老人福祉施設		647	665	677	677
介護老人保健施設		427	477	472	472
介護療養型医療施設		9	9	2	4
介護医療院		-	-	17	17

## (4) 保険給付費の推移

サービス利用者数の変化とともに、給付費も増加しています。  
 居宅サービスの充実により居宅サービスの給付費が増加しています。  
 また地域支援事業費についても、年々増加しています。

## ◆保険給付費及び地域支援事業費の推移（各年度末日現在）

(単位：千円)

区分	年度	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
保険給付費		9,674,545	10,152,766	10,622,337	10,905,190
居宅サービス		5,067,816	5,290,883	5,523,453	5,563,369
地域密着型サービス		1,246,347	1,292,312	1,350,205	1,402,493
施設サービス		3,360,382	3,569,570	3,748,679	3,939,327
地域支援事業費		368,435	423,341	455,022	505,019

## 4 第7期計画の評価と第8期計画推進に向けた課題

### (1) 健康と生きがづくり

#### ■生きがづくり、社会参加の支援

生きがいのある暮らしへの支援として、高齢者が地域の中でいきいきと活躍し、幅広く交流するための場づくりを推進しました。地域介護予防活動団体の立ち上げや継続した活動を支援し、補助交付団体数の拡充に努めました。

第8期計画においても、地域の中で、できるだけ身近な場で誰もが参加できるよう、地域の資源を活用しながら、居場所づくりを進めることが重要となります。また、人生100年時代を見据え、さらなる生きがづくりや健康寿命の延伸のため、働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げることが必要となっています。

#### 【地域介護予防活動団体の補助交付団体数】

平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)	伸率
34 団体	56 団体	64.7%

※令和2年度は見込値

#### ■健康づくりの推進

健康づくりを社会全体で支援する環境づくりのため、産学公民協働により、健康診査・がん検診の普及啓発を推進し、生活習慣病や疾病の早期発見につなげました。

高齢期になっても健康を維持するためには、中高年期からの健康づくりが大切であることを踏まえ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかな生活を送れるよう、健康な生活習慣の確立や介護予防への関心を高めるための取組を、継続して示していくことが求められています。

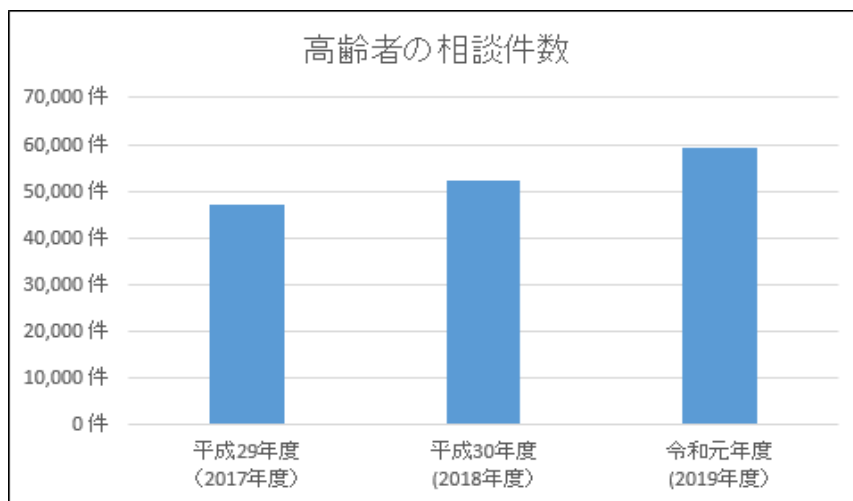
## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

## ■地域高齢者支援センターの機能強化

地域高齢者支援センターは、増加する高齢者の複合的な課題や、多様化するニーズに的確に対応するため、地域で暮らす高齢者等を、介護・福祉・保健・医療などの面から総合的に支えるための相談を受け、支援する機関です。地域の中核拠点として機能し、高齢者による相談件数は年々増加しています。

各地域高齢者支援センターは、地域において支援・サービスが必要となった段階での早期対応、切れ目のないサービス提供を実現するための関係機関とのネットワーク構築に向けて重要な役割を果たしており、様々な社会資源の活用や、認知症の方への対応など、引き続き支援の充実に取組みます。

さらに、調整困難ケースや複合的な地域生活課題の解決に向けて、地域共生支援センター等の相談支援機関等と連携・協力しながら、解決に向けた体制づくりを進める必要があります。



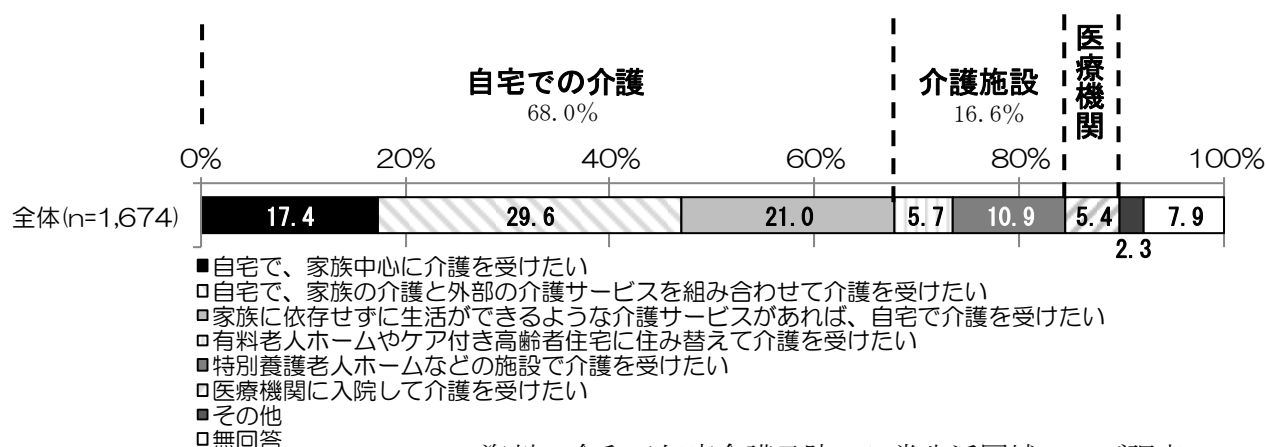
※7 地域高齢者支援センターの相談件数合計

## ■在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護サービスが切れ目なく適切に提供される体制の構築に向けて、第7期計画では、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう、地域の関係機関の連携体制の構築に向けて取組みました。

令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の「あなたに介護が必要となったときに、どこで、どのような介護を受けたいですか」の問いに対し、68.0%が「自宅での介護」を希望しています。高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活できるよう、今後も関係機関の情報共有や医療・介護の連携強化を推進します。また、地域の在宅医療・介護関係者の連携を支援するための相談窓口を設置し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制をさらに整備する必要があります。

◆あなたに介護が必要となったときに、どこで、どのような介護を受けたいですか



資料：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■生活支援体制整備の推進

高齢者のみの世帯が増加し、様々な生活ニーズに対応するため、多様な主体によるサービスの提供体制を整え、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりが求められています。そこで、関係者間のネットワークを構築し、地域資源の把握と不足するサービスを創出する生活支援コーディネーターを各地域高齢者支援センターに配置しました。生活支援コーディネーターの活動により、新たな通いの場が増え、地域における生活支援サービスの充実を図りました。

第8期計画においても、生活支援に対するニーズはますます高まると考えられることから、地域課題の解決に必要な地域での支えあいを深めることが重要となっています。

■権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援

ひとり暮らし高齢者世帯の増加や人間関係の希薄化が進む中、認知症など様々な理由で物事を判断することが十分にできず、親族による成年後見制度の申立てができない方に対し、財産管理、身上監護の観点から、市長申立てによる成年後見制度の利用を支援しました。また、在宅で高齢者を介護する方が、精神的・身体的負担を重ね、孤立感を深めることによって、うつ状態になることや、介護離職や虐待をすることがないように、地域高齢者支援センターをはじめ、様々な関係機関と連携し支援を図りました。

在宅介護実態調査によると、主な介護者の6割強が60歳以上となっており、老老介護に直面している方が多くみられ、介護保険サービスの的確な利用に加え、家族介護者の心身面での支援を提供することが求められています。

今後さらにひとり暮らし高齢者世帯が増加することが予想され、認知症や障害等によって、コミュニケーションが困難な状態となり、財産管理や介護・福祉サービスの利用に必要な情報の入手、理解、判断、契約等ができず、不安を抱える高齢者の増加が見込まれます。また、介護者や施設従事者からの虐待を防止し、高齢者の尊厳の保持することは極めて重要です。虐待・犯罪防止の取組と併せて、高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、権利擁護を推進します。

## (3) 認知症施策の推進

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症地域支援推進員を各地域高齢者支援センターに配置し、介護サービス及び地域の支援機関の連携支援、並びに介護家族の相談、「認知症カフェ」の支援など、地域の認知症施策の充実を図りました。

「認知症ケアパス」を作成し、認知症についての正しい知識の普及を行うとともに、「認知症初期集中支援推進事業」では認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方や家族に初期の段階から、医師など専門家チームが関わることで、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指しました。また、社会全体で認知症の方を支える基盤づくりとして「認知症サポーター養成講座」に取組み、令和2年9月末日現在、認知症サポーターが13,576人となりました。認知症サポーターが見守る立場から支える立場になることを目指して、認知症ステップアップ講座や声掛け訓練を実施しました。

第8期計画では、認知症の方やその家族が、心と身体を健康に保ち、安定した生活が送れるよう、地域で暮らす認知症の方とともに普及啓発を進め、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが重要です。

## 【認知症サポーターの累計人数】

平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)	伸率
8,909人	14,010人	57.3%

※令和2年度は見込値

## (4) 介護予防・自立支援に向けた取組の推進

第7期計画では、住民や事業者への介護予防・自立支援に関する普及啓発、本市独自の基準による多様で柔軟な介護予防・生活支援サービス事業の実施、住民主体による通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携及び口腔機能向上・低栄養防止に係る取組を推進しました。

今後も介護予防・生活支援サービス事業に関する現状や将来推計に基づき、自立支援、重度化防止等に資する施策を展開する必要があります。また、利用者の介護予防や状態改善を目指し、よりきめ細やかに対応し適切なサービスを選択できるよう、引き続き介護予防ケアマネジメントの質の向上に取組むことが重要です。

(5) 介護保険の健全運営と円滑な実施

■良質かつ安定的なサービス提供体制の構築

介護保険制度の適正運営と持続可能性を確保するため、介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図りながら施策を進めてきました。

近年において、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が充実し、施設サービスは、その設置状況や利用状況を勘案した上で、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせる整備することが求められています。

また、令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」によると、在宅生活を続けるにあたり、利用者及び介護者の双方が抱く介護に対する不安軽減が重要なポイントになることから、在宅生活者の支援及び在宅生活困難者を支えるための「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の地域密着型サービスの整備が引き続き、必要となっています。

また介護人材実態調査によると、介護人材の育成・確保が課題であるという介護サービス事業者が多く、団塊の世代が75歳以上になる令和7年に向けて、引き続き、介護分野の担い手となる人材の育成・確保が急務となります。若者・外国人等の新たな人材育成・確保のための取組を実施するとともに、介護ロボットやICT導入による業務効率化の取組を推進していきます。

■給付適正化事業の推進

介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費は年々増加しています。限られた財源を有効に活用し真に必要な方に必要なサービスを提供していくために、介護給付の適正化を推進していく必要性、重要性がさらに高まっています。

また、適切なサービスの確保を行うとともに不適切な給付を減らすことは、介護保険制度の信頼を高め、制度の持続可能性を高めていくことにもつながります。

給付適正化事業の実施には、介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携が必要不可欠です。適正化の目的を広く市民や介護サービス事業者と共有することに加え、ケアマネジメントを担う介護支援専門員による自立支援、重度化防止に向けたケアプラン作成のための研修やケアプラン点検などにより、適正化への理解や協力を求めていく必要があります。



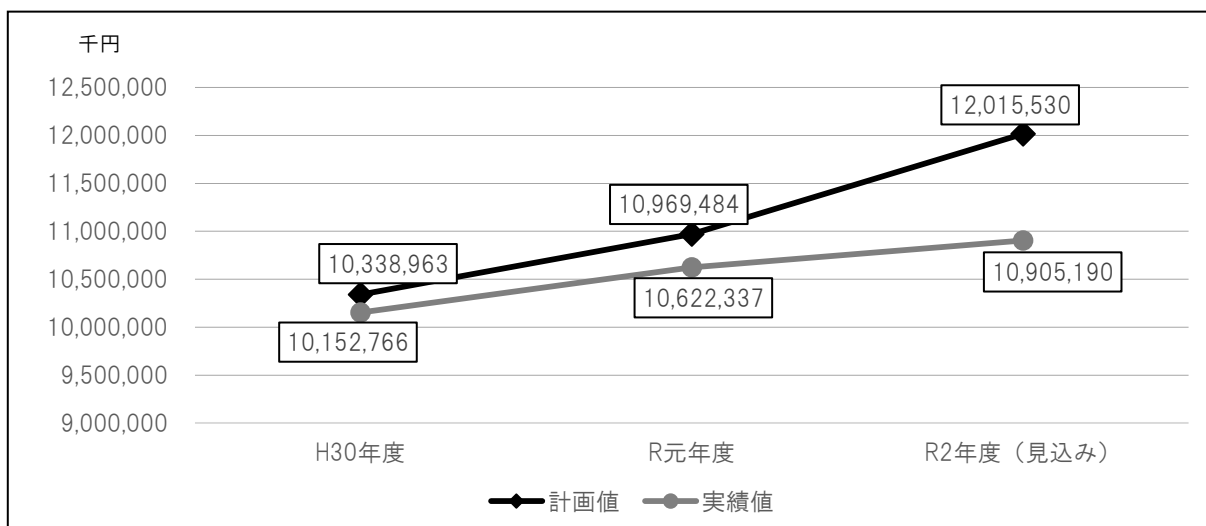
■ 事業者への適切な指定・指導管理体制の強化

近年、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所などの指定・指導権限が、県から市に移譲されたことにより、市が指定・指導権限を持つ事業所数は、令和2年4月1日現在で142事業所になり、平成12年の6事業所から比べると24倍弱に増加し、県が指定・指導権限を有する介護サービス事業所と合わせると、市内に所在する介護サービス事業所数は年々増加傾向にあります。

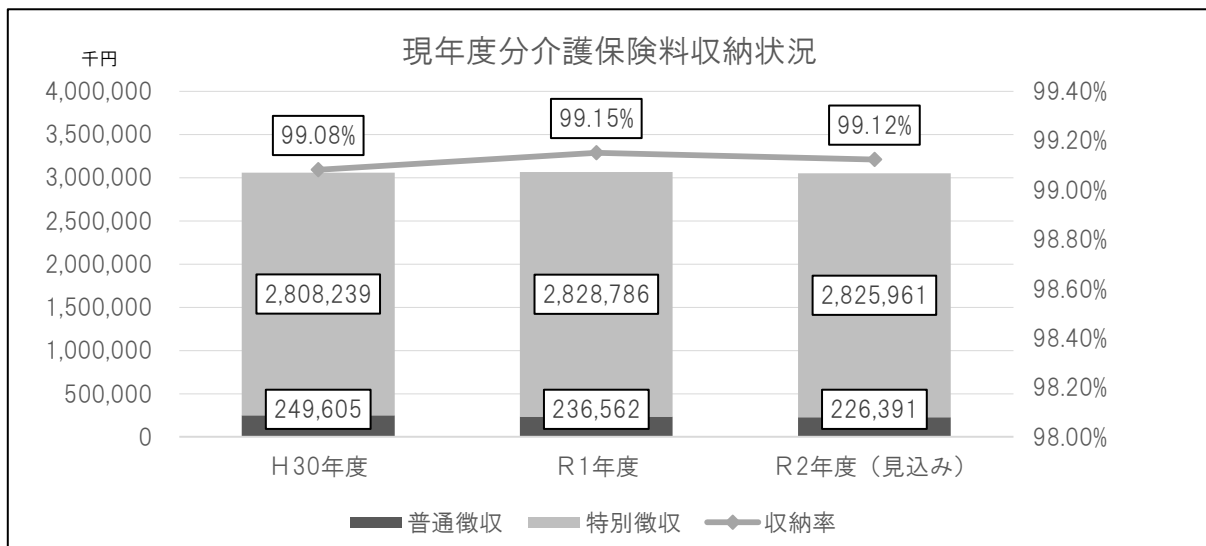
指導対象事業所数が大幅に増加する中、担当職員の知識や専門性、指導力の向上を図りながら、これまでの指導水準を維持していくことが求められています。

また、利用者及びその家族からの施設に対する苦情や相談、あるいは施設における高齢者虐待に関する通報や相談等は増加傾向にあり、周知活動や相談機能の充実を図る必要があります。

■ 第7期計画期間中の保険給付費（計画値との比較）



■ 第1号被保険者介護保険料（現年度分）の収納状況



## ■施設の整備実績

地域密着型サービス		H29年度末 施設数	第7期計画	R2年度末		
			施設数	整備予定	施設数見込	対29増減
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	か所	13	14	+1	13	0
	床	189	198	+9	198	+9
地域密着型 介護老人福祉施設	か所	1	2	+1	1	0
	床	29	58	+29	29	0
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	か所	0	2	+2	2	+2
夜間対応型訪問介護	か所	0	2	+2	2	+2
小規模多機能型 居宅介護	か所	2	4	+2	4	+2
	登録 定員	54	104	+50	112	+58
看護小規模多機能型 居宅介護	か所	1	1	0	1	0
	登録 定員	25	25	0	25	0
施設サービス		H29年度末 施設数	第7期計画	R2年度末		
			施設数	整備予定	施設数見込	対29増減
介護老人福祉施設	か所	6	6	0	6	0
	床	618	628	+10	628	+10
介護老人保健施設	か所	6	6	0	5	-1
	床	504	514	+10	487	-27
介護医療院	か所	0	0	0	1	+1
	床	0	0	0	52	+52
その他居住系サービス		H29年度末 施設数	第7期計画	R2年度末		
			施設数	整備予定	施設数見込	対29増減
特定施設入居者 生活介護 (介護専用型以外)	か所	12	14	+2	14	+2
	床	1,070	1,220	+150	1,220	+150

## 第3章

# 計画の基本構想



## 計画の基本構想

### 1 基本理念と政策目標

第8期計画では、これまでの基本理念や政策目標を受け継ぎながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域共生社会」の考え方を踏まえ、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、事業者や市民との協働のもとに計画を推進していきます。

また、本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の理念にも対応するものとします。

#### 基本理念

健康で歳を重ねることを楽しみながら自己実現を図り、  
介護される時期を遅らせましょう

いつまでも安心して楽しめる、  
みんなで支え合う社会を作りましょう

#### 政策目標

高齢者とともに取り組む、  
住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

寝たきりにさせない、認知症になっても安心な社会

#### (1) 基本理念

第1期計画からの「健康で歳を重ねることを楽しみながら自己実現を図り、介護される時期を遅らせましょう」に加え、第4期計画から「いつまでも安心して楽しめる、みんなで支え合う社会を作りましょう」を継承しています。

#### (2) 政策目標

基本理念を踏まえ、第3期計画以降、引き続き継承しています。

### (3) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

ここでは、各施策に関連する主なSDGsを示します。

重点施策	基本施策	目標
1 地域包括ケアシステムの 深化・推進	(1) 地域高齢者支援センターの機能強化 (2) 複合的な支援ニーズに応えるための 支援体制整備 (3) 在宅医療・介護連携の充実 (4) 生活支援と安全・安心の確保 (5) 権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援 (6) 災害・感染症に係る支援体制の整備	3. 8. 11. 17
2 認知症施策の推進	(1) 普及啓発・本人発信支援普及 (2) 認知症予防・社会参加支援 (3) 地域支援体制の充実	3. 11
3 健康と生きがいがづくり	(1) 健康と生きがいがづくり施策の充実	3. 11
4 介護予防・自立支援、重 度化防止の推進	(1) 介護予防施策等の充実	3. 11
5 介護保険の健全運営と円 滑な実施	(1) 介護人材確保施策 (2) 良質かつ安定的なサービス提供体制の構築給付適正 化事業の推進 (3) 給付適正化事業の推進 (4) 事業者への適切な指定・指導管理体制の強化	3. 11

※ SDGs・・・SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月に国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべきゴールを定めた、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標



## 2 成果指標

国において、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するために、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果を公表するよう努めることが定められたことから、本市の取組結果を評価するための指標及び目標値を次のとおり設定します。

### (1) 計画全体に関する成果指標

ア 健康寿命の延伸を図ります。

イ 高齢者の活動の場の拡大と社会参加を促進し、生きがいを感じながら過ごせるよう各施策に取り組めます。

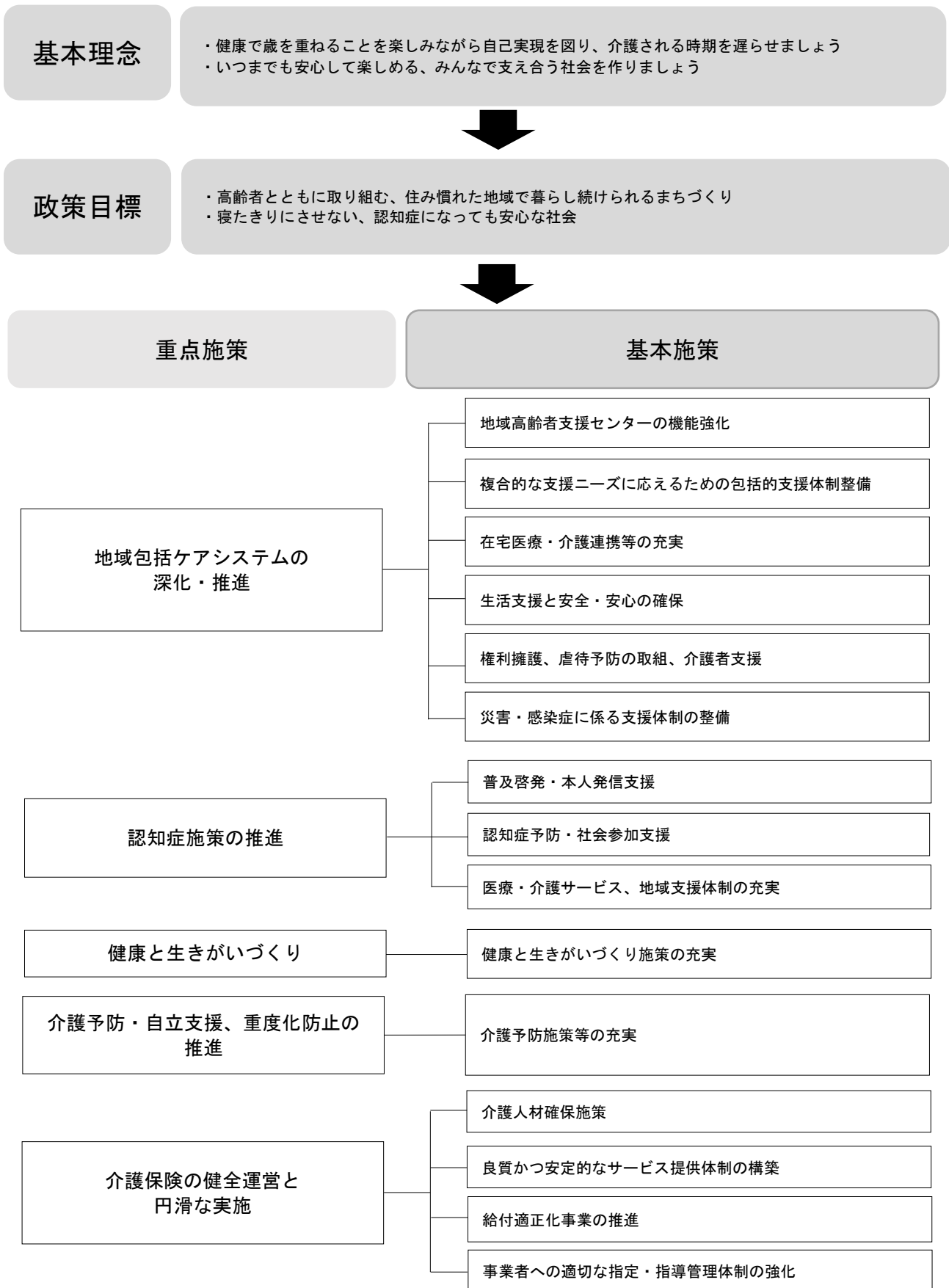
#### 【計画全体に関する成果指標】

指標	現状値（令和元年度） （2019年度）	目標値（令和5年） （2023年度）
① 健康寿命（平均自立期間※1）の延伸	男性：83.0歳 女性：85.7歳	男性：83.6歳 女性：86.2歳
② 介護・支援を必要としない方の割合 （第1号被保険者）	86.1%	84.3%
③ 生きがいを感じている高齢者の割合※2	62.2%	63.9%

※1 国保データベース（KDB）システムによる平均自立期間（要介護2以上を「不健康」、それ以外を「健康」と定義）  
現状値及び目標値は、神奈川県が算出した「65歳からの平均自立期間」から設定。なお、現状値（令和元年度）  
は令和元年度公表値とする。

※2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における設問「生きがいはありますか」に対する「はい」の割合。令和5年度  
においては、平成29年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での「はい」の割合を目標として設定。

# 3 施策の体系





## 4 重点施策

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 【基本施策1】地域高齢者支援センターの機能強化

高齢化の進行に伴い増加する高齢者のニーズに適切に対応するため、地域包括ケアシステムの中核を担う地域高齢者支援センターの機能・体制の強化を図ります。

#### 【基本施策2】複合的な支援ニーズに応えるための包括的支援体制整備

生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、8050問題等の複合化・複雑化した地域生活課題を抱える個人や世帯に対し、多機関との協働により包括的・重層的な支援体制を整備し、全ての人が安心して生活できるよう努めます。

#### 【基本施策3】在宅医療・介護連携等の充実

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域において、療養生活を継続できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進し、在宅医療サービス及び介護サービスが円滑に提供される仕組みの構築を推進します。

#### 【基本施策4】生活支援と安全・安心の確保

地域の特性や高齢者の多様な生活スタイルに合わせ、見守りや配食、ごみ出し、消費者相談など、高齢者の在宅生活を支えるとともに、安全・安心を確保するための取組を推進します。また、生活支援コーディネーターや生活支援の関係者で構成される協議体を中心に、関係部署・関係機関と連携し、地域資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、地域活動や資源の創出等を推進します。

#### 【基本施策5】権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援

「高齢者の尊厳ある暮らしの実現」を目指し、高齢者の自己決定を支援し、認知症になっても自分らしい人生を全うし、他者から人権や財産を侵されることがない社会となるように努めます。

#### 【基本施策6】災害・感染症に係る支援体制の整備

「自助・共助」を念頭に置き、平時からの備えについての周知を強化するとともに、安全な地域で安心して住み続けることができるよう、避難行動要支援者名簿の効果的な活用や災害時等に備えた体制整備に努めます。また、感染症対策などの健康危機管理の体制強化に努めます。

( 2 ) 認知症施策の推進

**【基本施策1】普及啓発・本人発信支援**

認知症について正しい知識と理解を深め、また認知症の方が社会の一員として暮らすことが出来る姿などを発信することで、認知症の方やその家族が安心して自分らしく暮らし続けられる地域共生社会を目指します。

**【基本施策2】認知症予防・社会参加支援**

地域において高齢者が身近に通える場を拡充し、認知症予防活動を推進します。認知症になっても、継続的に社会とのつながりを持つことができる地域づくりを行い、認知症の方が社会から孤立せずに暮らせる取組と介護者の負担軽減を推進します。

**【基本施策3】医療・介護サービス、地域支援体制の充実**

かかりつけ医、地域高齢者支援センター、認知症地域支援推進員等の更なる質の向上と連携の強化に努め、認知症を疑われる方が早期に適切な医療・介護につなげられる体制整備と、認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援に努めます。

( 3 ) 健康と生きがいづくり

**【基本施策1】健康と生きがいづくり施策の充実**

高齢者の生きがいづくりや健康寿命の延伸のため、地域社会との交流の場や通いの場などを増やすとともに、健康診査・がん検診の受診率の向上、生活習慣の改善などを推進し、いつまでも元気で楽しく生活することができる社会の形成を目指します。

さらに、働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げ、労働を通じて、生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを推進します。

( 4 ) 介護予防・自立支援、重度化防止の推進

**【基本施策1】介護予防施策の充実**

介護予防のための生活支援や住民主体による通いの場の充実、栄養士、歯科衛生士、機能訓練指導士などの専門職による身体・生活機能改善等に係る取組を推進します。

すべての高齢者を対象とした介護予防事業を実施し、仲間づくりや地域とのつながりを深めるとともに、健康寿命の延伸につなげます。

## (5) 介護保険の健全運営と円滑な実施

**【基本施策1】 介護人材確保施策**

さらに厳しくなることが予測される介護分野での人材確保について、介護職員の資質向上や働きやすい環境づくりに目を向け、介護人材の確保や育成、裾野の拡大に資する事業を展開するとともに、施設等での文書の負担軽減や介護ロボットやICT導入等の取組を支援し、介護職員の業務効率化を推進します。

また、介護人材の確保や育成をするための研修等について、国や県の介護人材確保策を注視しながら、引き続き必要な施策を検討し対応していきます。

**【基本施策2】 良質かつ安定的なサービス提供体制の構築**

介護度が重くなっても、出来るだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられる体制を整えるため、次の地域密着型サービスの整備を推進します。

この整備により、高齢者一人ひとりが活躍でき、ともに支え合える「場」や地域に必要な「機能」の充実を図るとともに、利用者のきめ細かい支援ニーズに対応できる訪問サービス提供体制の構築を目指します。

また、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅についても、県との情報連携の強化に努めます。

施設種別	目標値	整備目標時期
小規模多機能型居宅介護	1か所	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	1か所	令和4年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	令和4～5年度
夜間対応型訪問介護	2か所	令和4～5年度

**【基本施策3】 給付適正化事業の推進**

介護保険制度の信頼性や持続可能性を高めるとともに、限られた財源を有効に活用し、質の高いサービスを効果的に提供していくため、ケアプラン点検や住宅改修等の点検等の介護給付費適正化主要5事業の着実な推進を図ります。

**【基本施策4】 事業者への適切な指定・指導管理体制の強化**

介護を必要とする高齢者とその家族が安心してサービスを利用できるよう介護サービス事業者への適切な指導や助言を行い、サービスの質の向上を図るとともに、引き続き県と連携し、担当職員の知識や専門性、指導力の向上を図りながら、実地指導や集団指導の実施に努めます。

## 5 日常生活圏域の設定

### (1) 圏域設定理由

本市の日常生活圏域は、第7期計画まで3圏域でしたが、住民基本台帳人口では中部圏域がおよそ8万人、東部及び西部圏域がおよそ4万人で、そのうち高齢者人口では中部圏域がおよそ2万人、東部及び西部圏域がおよそ1万人となり、大きな偏りがありました。

日常生活圏域の「市民が住み慣れた地域で適切なサービスを受けて生活できるよう、地理的条件、インフラ等の社会的条件、介護サービス提供等の条件を勘案して定める区域」という考えに基づいて圏域を細分化することにより、地域ごとの特性を生かし、地域支援事業交付金を有効活用した施策等を展開することができます。

増加し続ける高齢者人口及び高齢者ニーズへの的確かつ持続可能な支援を行えるよう、市内7つの地域高齢者支援センターの担当地域を基本として、日常生活圏域の見直しを行います。

圏域名	地区名
本町	本町、河原町、元町、末広町、入船町、曾屋、寿町、栄町、文京町、幸町、桜町、水神町、ひばりが丘、富士見町、上大槻、下落合
南	新町、鈴張町、緑町、清水町、平沢、上今川町、今川町、今泉、大秦町、室町、尾尻、西大竹、南が丘、立野台、今泉台
東・北	落合、名古木、寺山、小蓑毛、蓑毛、東田原、西田原、羽根、菩提、横野、戸川、三屋
大根	南矢名、北矢名、下大槻
西	並木町、弥生町、春日町、松原町、堀西、堀川、堀山下、沼代新町、柳町、若松町、菖蒲、三廻部、柳川、八沢
渋沢	萩が丘、曲松、渋沢、千村、渋沢上、栃窪
鶴巻	鶴巻、鶴巻北、鶴巻南

## (2) 圏域別データ

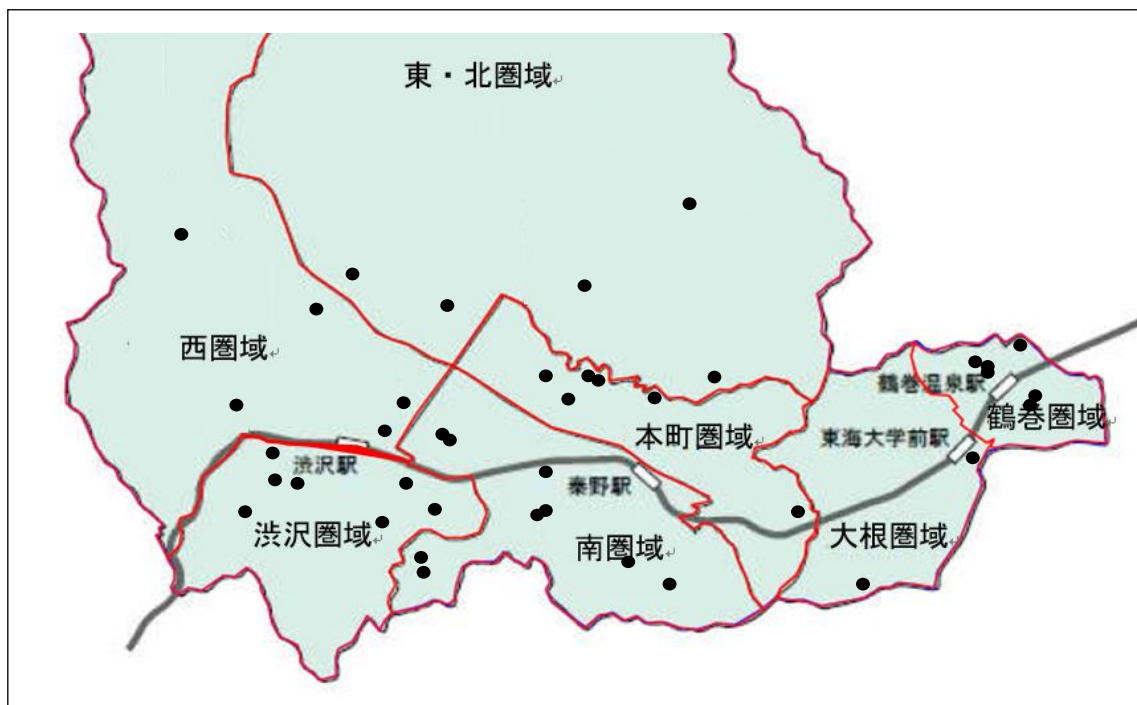
圏域別の高齢化率は、最も割合が高いのは大根地区（33.56%）、最も割合が低いのは南地区（26.35%）となっています。

【日常生活圏域別人口及び比率等（7圏域：地域高齢者支援センターごと）】

区分	地区	計	本町	南	東・北	大根	西	渋沢	鶴巻
住民基本台帳人口（人）		160,475	24,563	30,724	26,273	19,747	24,765	17,272	17,131
高齢者人口（人）		48,635	7,500	8,097	7,958	6,628	7,524	5,613	5,315
高齢化率（%）		30.31	30.53	26.35	30.29	33.56	30.38	32.50	31.03
認定率（%）		14.47	14.56	15.18	13.16	13.99	15.03	14.15	15.39
施設数（箇所）		46	7	11	5	2	5	7	9

（令和2年10月1日現在）

【日常生活圏域別施設分布図（7圏域：地域高齢者支援センターごと）】



（令和2年4月1日現在）



## 第4章

# 施策の展開





## 第4章

## 施策の展開

## 重点施策1 地域包括ケアシステムの深化・推進

## 基本施策1 地域高齢者支援センターの機能強化 . . . . . P45

- 1 地域ケア会議の推進
- 2 生活支援サービスの提供体制の整備
- 3 認知症支援の体制整備
- 4 地域に不足する資源の開発や有効な支援策の検討

## 基本施策2 複合的な支援ニーズに応えるための包括的支援体制整備 . . P48

- 1 複合的な課題を抱える高齢者等への支援
- 2 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化
- 3 地域共生社会推進拠点（地域共生支援センター）の運営

## 基本施策3 在宅医療・介護連携等の充実 . . . . . P51

- 1 地域の医療・介護の資源の把握
- 2 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- 3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- 4 医療・介護関係者の情報の共有支援
- 5 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 6 医療・介護関係者の研修
- 7 地域住民への普及啓発

**基本施策4 生活支援と安全・安心の確保** . . . . . P54

- 1 生活支援サービスの提供体制の整備
- 2 地域に不足する資源の開発や有効な支援策の検討
- 3 介護人材の安定確保、担い手やボランティア等の育成
- 4 高齢者世帯の登録制度の推進
- 5 福祉サービスの充実
- 6 ほほえみ収集の実施
- 7 シルバーハウジングへの生活援助員の派遣
- 8 福祉のまちづくりの啓発・普及
- 9 交通バリアフリー特定事業計画の推進
- 10 クールシェルターの推進
- 11 高齢者の外出支援の検討
- 12 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の支援
- 13 消費者相談の充実
- 14 防犯・交通安全対策の推進

**基本施策5 権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援** . . . . . P60

- 1 権利擁護の取組の充実
- 2 高齢者虐待の予防と早期発見
- 3 紙おむつの給付事業の実施
- 4 介護者支援の充実
- 5 家族介護慰労金の交付

**基本施策6 災害・感染症に係る支援体制の整備** . . . . . P63

- 1 災害対策の推進
- 2 危機管理部局及び関係機関と連携した防災訓練の実施
- 3 感染症予防及び発生時の体制整備

## 基本施策 1 地域高齢者支援センターの機能強化

### ■ 施策の方向性

高齢化の進行に伴って増加するニーズに適切に対応するため、地域包括ケアシステムの中核を担う地域高齢者支援センターの機能・体制の強化を図ります。また、地域高齢者支援センター間の調整・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指すため、基幹となる高齢者支援センターの位置付けについて検討します。

地域ケア会議を活用して市域全体及び各地域の課題を把握するとともに、医療機関、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、各種団体等と連携することにより、適切に支援が行き届く体制を整備します。また、地域高齢者支援センターがその機能を適切に発揮できるよう、業務実績や取組を評価するとともに、適切な人員を配置し、質の向上を図ります。

### 主な取組

No.	名称	所管																		
1・1・1	地域ケア会議の推進	高齢介護課																		
<p>地域ケア会議は、地域包括ケアシステム構築の重要なツールです。</p> <p>地域高齢者支援センターは、多職種協働による、「地域課題検討型」、「個別プラン検討型」、「処遇困難事例検討型」の地域ケア会議を開催します。</p> <p>市は、地域高齢者支援センターで検討した課題を解決していくために、「秦野市高齢者地域ケア会議」を開催し、新たな施策の検討を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの基盤整備を行います。</p> <p><b>【地域ケア会議の総開催回数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>167回</td> <td>170回</td> <td>150回</td> <td>170回</td> <td>170回</td> <td>170回</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	167回	170回	150回	170回	170回	170回
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
167回	170回	150回	170回	170回	170回															

## ① 地域課題検討型地域ケア会議

地域における課題の把握と課題解決に向けた必要なネットワークの構築に努めます。複数の個別事例から地域課題を明らかにし、解決するための施策を検討します。

開催頻度	定期開催
主催	各地域高齢者支援センター
目的	個別課題の検討や地域のネットワーク構築から導き出された地域課題抽出・解決策の検討など
主な参加者	地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、住民組織、介護支援専門員、介護サービス事業者、市ほか

## ② 個別プラン検討型地域ケア会議

多職種と連携して、自立支援・重度化防止に資する観点から、個別事例の検討を行い、ケアマネジメントの質の向上に向けて取組みます。地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等を評価するルールや仕組みを検討します。

開催頻度	定期開催
主催	地域高齢者支援センター合同
目的	各専門職種及び他地域の地域高齢者支援センターの視点から、個別のケアプランについて、自立支援に向けた適切な内容であるか検討する。
主な参加者	地域高齢者支援センター、訪問・通所介護事業所、介護支援専門員、病院職員、リハビリテーション専門職、管理栄養士、保健師、歯科衛生士、市ほか

## ③ 処遇困難事例検討型地域ケア会議

虐待、生活困窮など複雑な課題を抱えていて対応が難しい個別のケースについて、様々な機関・職種が多様な視点から検討を行い、高齢者等の課題解決を支援します。

開催頻度	必要に応じて随時
主催	各地域高齢者支援センター
目的	個別課題の検討、地域のネットワーク構築など
主な参加者	地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、住民組織、介護支援専門員、介護サービス事業者、市ほか

## ④ 秦野市高齢者地域ケア会議

地域高齢者支援センターが実施する地域ケア会議の議事録や決定事項を集約します。優先的に取り組む市域全体の課題について検討するとともに、関係者とその情報を共有します。地域ケア会議から明らかになった市域全体の課題解決に向けた取組を推進します。

開催頻度	必要に応じて随時
主催	市
目的	市域全体の課題の検討、地域のネットワーク構築体制の検討、市域全体の課題解決に向けての検討、新しいサービス創出に向けた取組など
主な参加者	地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、住民組織、介護支援専門員、介護サービス事業者、市ほか

No.	名称	所管
1・1・2	生活支援サービスの提供体制の整備	高齢介護課
1・4・1に掲載		

No.	名称	所管
1・1・3	認知症支援の体制整備	高齢介護課
2・3・1に掲載		

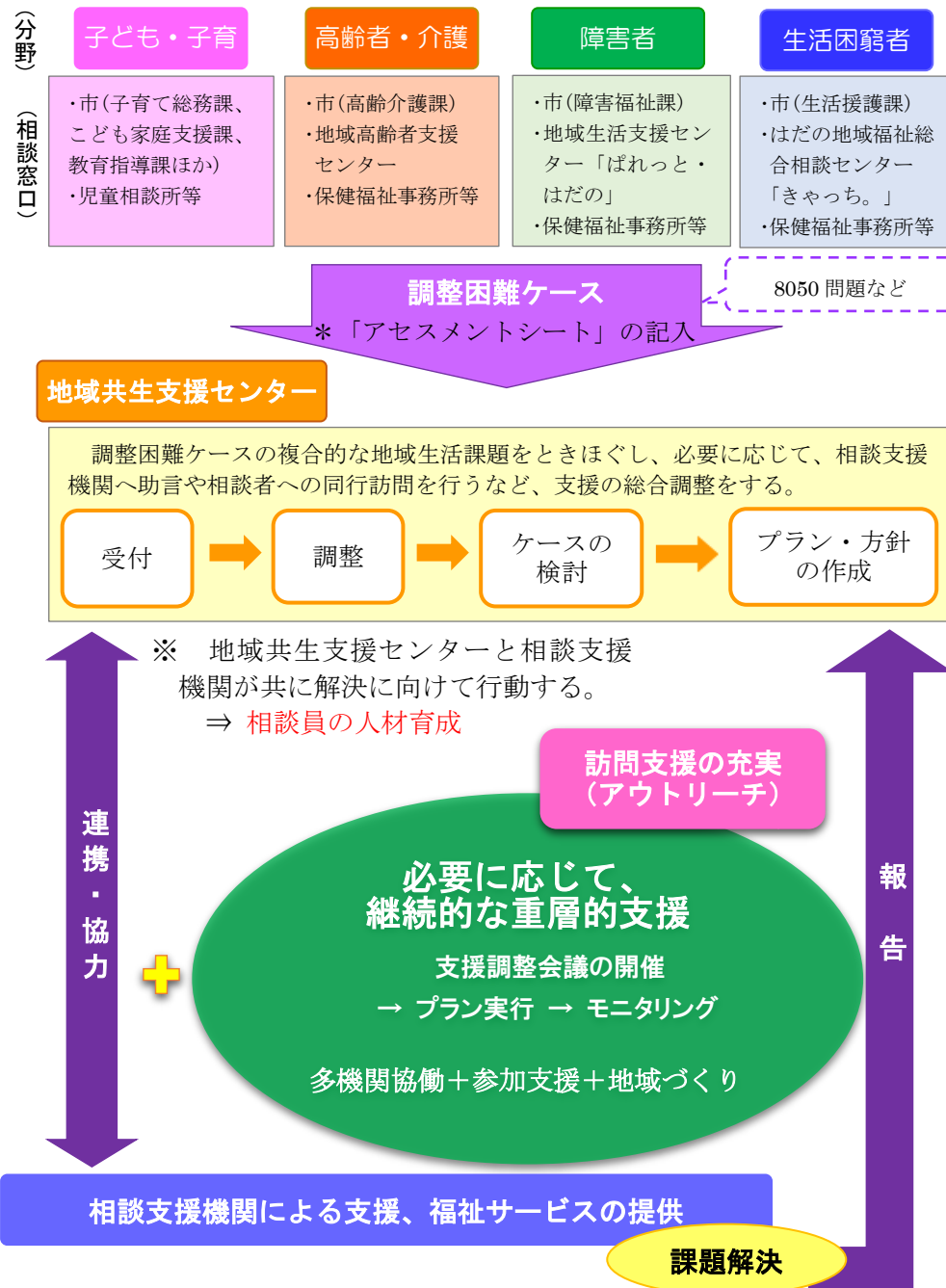
No.	名称	所管
1・1・4	地域に不足する資源の開発や有効な支援策の検討	高齢介護課
地域ケア会議を通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、その地域に必要な支援の在り方を、地域住民とともに検討します。		

## 基本施策2 複合的な支援ニーズに応えるための包括的支援体制整備

### ■ 施策の方向性

生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、8050問題等の複合化・複雑化した地域生活課題を抱える個人や世帯に対し、相談窓口で分野別の支援を提供するだけでは十分に対応できない困難な相談に対し、高齢者、障害者、生活困窮者など、全ての人が安心して生活できるよう、介護・福祉・保健等の専門職や関係機関が持つ強みを生かしつつ、多機関の連携及び協働により解決を図る包括的・重層的な支援体制を整備します。

#### 【複合的な地域生活課題の解決に向けた支援体制のイメージ】



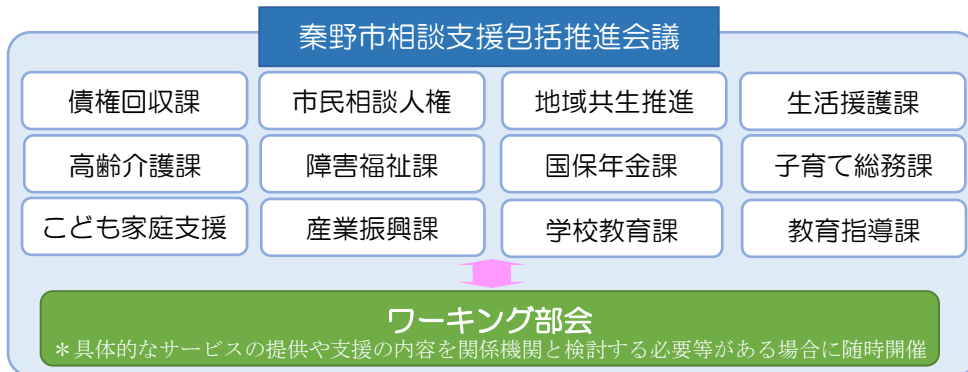
No.	名称	所管
1・2・1	複合的な課題を抱える高齢者等への支援	高齢介護課ほか
<p>高齢者虐待や地域から孤立した身寄りのない高齢者等への支援など、高齢者を取り巻く複雑・多様化した課題に適切に対応するため、地域高齢者支援センターとともに、必要に応じて消防署や警察署、地域福祉総合相談センター「きゃっち。」や関係部署等と連携し、支援する体制を整備します。</p>		

No.	名称	所管
1・2・2	包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化	地域共生推進課

市の横断的組織の「①秦野市相談支援包括推進会議」の開催や高齢者、障害者、子ども分野の関係機関で構成する「②地域共生ネットワーク協議会」を設置し、事例検討や情報共有等を行うことで、相談員の人材育成と関係機関の連携強化を図ります。

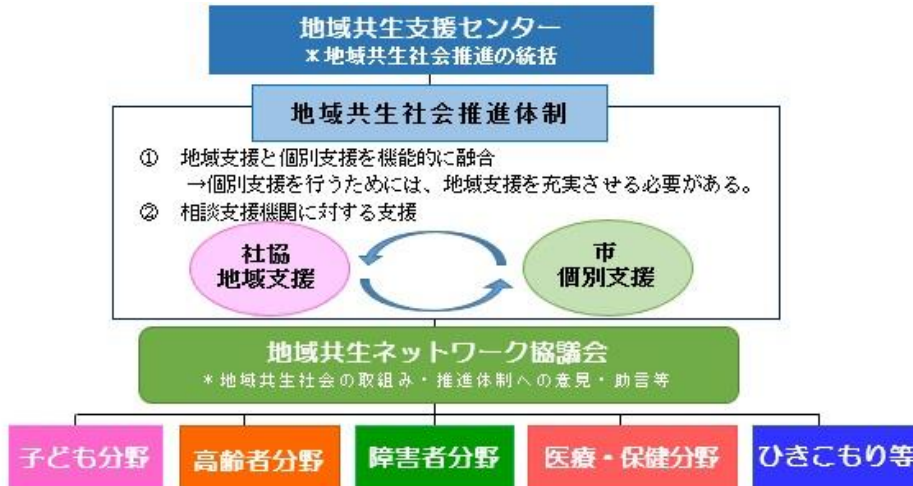
① 秦野市相談支援包括推進会議

福祉分野だけでなく、教育や就労、税金など、その他の分野を所管する部署と連携する市内の横断的組織により、複合化・複雑化した地域生活課題に対し、必要な相談支援を包括的に行います。



② 地域共生ネットワーク協議会

各分野の構成員から地域共生社会の取組み及び推進体制への意見又は助言等を求め、連携強化を図ります。



No.	名称	所管
1・2・3	地域共生社会推進拠点（地域共生支援センター）の運営	地域共生推進課
<p>「地域共生支援センター」は、解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため、多機関協働における調整機能を担当し、相談支援機関を支援します。また、支援を総合調整し、関係機関と共に利用者に寄り添った支援に努め、連携強化及び人材育成に取り組めます。</p>		

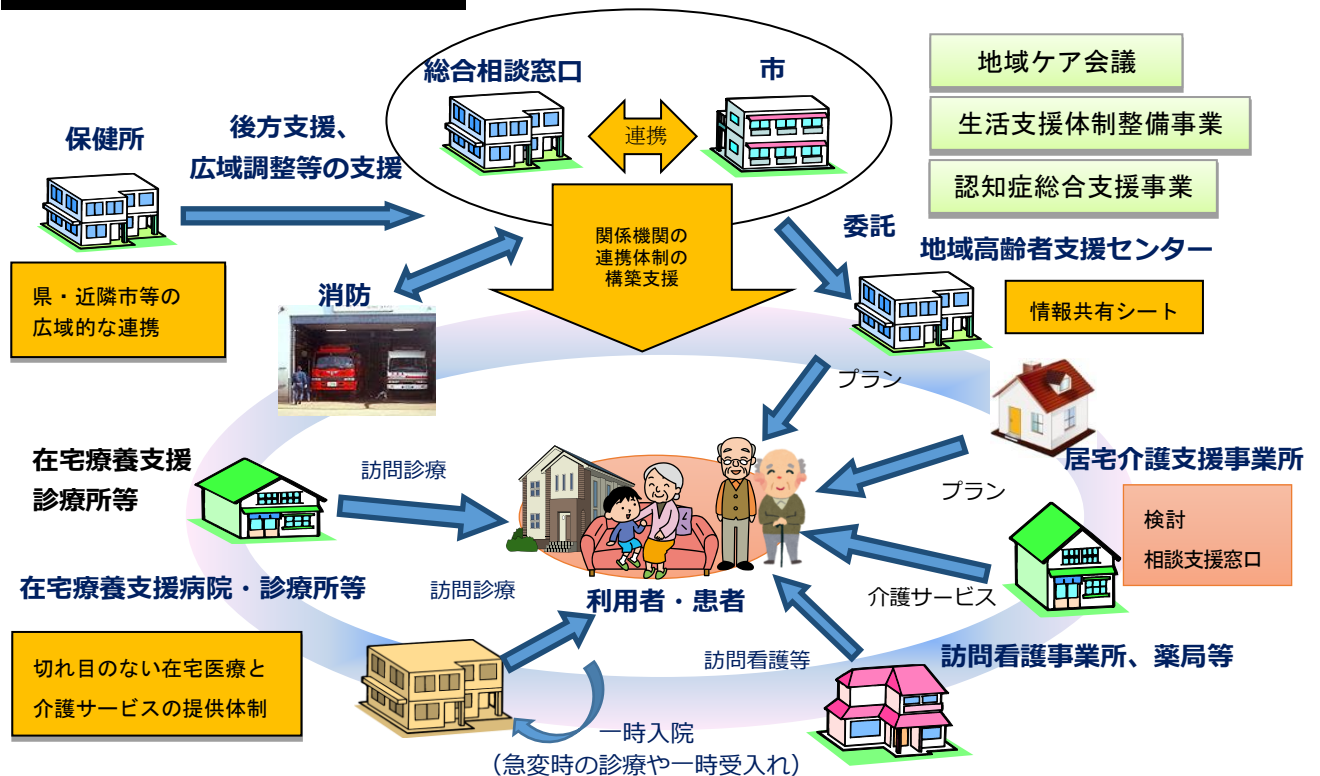


## 基本施策3 在宅医療・介護連携等の充実

### ■ 施策の方向性

医療と介護両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所等の関係者との協働・連携を推進します。

### ■ 在宅医療・介護連携の体制



### 主な取組

No.	名称	所管
1・3・1	地域の医療・介護の資源の把握	高齢介護課
<p>地域の医療・介護関係者が、必要なときに照会先や協力依頼先を適切に選択できるよう、情報連携リストを定期的に改訂し、秦野市三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の最新情報の収集、整理に努めます。また、情報連携リストの活用状況の調査等により、掲載情報の拡充や活用しやすいリストの作成に努めるとともに、配付先の拡大を図ります。</p>		

No.	名称	所管
1・3・2	在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	高齢介護課
<p>居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、医療機関に対する連携状況調査やヒアリング結果、在宅での看取りの状況を踏まえ、地域の医療・介護関係者等が参画する秦野市在宅医療・介護連携推進協議会において、在宅医療・介護の課題の現状把握と課題の抽出、対策等の検討を行います。</p>		

No.	名称	所管
1・3・3	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築	高齢介護課
<p>地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進するため、スムーズな連携に向けて医療と介護双方の連携に役立つエチケット集の開発を行います。また、高齢者施設での看取りの状況を把握し、切れ目のない医療・介護関係者との連携体制について検討します。</p>		

No.	名称	所管
1・3・4	医療・介護関係者の情報の共有支援	高齢介護課
<p>患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、高齢者の情報を共有できる連携シート（在宅サマリー）を活用し、医療・介護関係者の情報共有の支援を図ります。</p>		

No.	名称	所管
1・3・5	在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢介護課
<p>地域の医療・介護関係者がよりスムーズな連携を図るため、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の充実を図り、関係機関等との連携調整や情報共有、対応支援を行い、在宅医療や介護サービスの円滑な提供に努めます。</p>		

No.	名称	所管
1・3・6	医療・介護関係者の研修	高齢介護課
<p>医療と介護関係者が事業への理解と相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種でのグループワーク等の協働・連携に関する研修会を行います。研修会については既存の地域ケア会議等も活用しながら、認知症への対応支援や入退院時、災害対応時の連携強化を図ります。</p>		

No.	名称	所管																		
1・3・7	地域住民への普及啓発	高齢介護課																		
<p>在宅での療養が必要となったときの必要なサービスの適切な選択方法や、終末期ケアの在り方、在宅での看取りについて理解を促すため、地域住民向けの講演会等の開催やパンフレット等の作成・配布、市ホームページでの公表など、普及啓発に努めます。</p> <p>【地域住民向けの講演会等の開催回数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	2回	2回	1回	2回	2回	2回
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
2回	2回	1回	2回	2回	2回															

## 基本施策4 生活支援と安全・安心の確保

### ■ 施策の方向性

地域の特性や高齢者の多様な生活スタイルに合わせ、見守りや配食、ごみ出し、消費者相談など、高齢者の在宅生活を支えるとともに、安全・安心を確保するための取組を推進します。また、生活支援コーディネーターや生活支援の関係者で構成される協議体を中心に、関係部署・関係機関と連携し、地域資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、地域活動や資源の創出等を推進します。

### 主な取組

No.	名称	所管
1・4・1	生活支援サービスの提供体制の整備	高齢介護課

生活支援コーディネーターの取組を充実させるとともに、地域に合った活動支援について検討します。第1層生活支援コーディネーターは、引き続き協議体研究会において市域全体に係る課題を検討します。第2層生活支援コーディネーターは、地域高齢者支援センターの職員である強みを生かして、地域ケア会議を活用し、自治会単位で地域の実情に応じた課題を検討し、地域活動への支援や資源開発に向けて取組みます。

No.	名称	所管
1・4・2	地域に不足する資源の開発や有効な支援策の検討	高齢介護課

1・1・4 再掲

No.	名称	所管
1・4・3	介護人材の安定確保、担い手やボランティア等の育成	高齢介護課

- ・キャラバン・メイトの育成・支援（2・1・2に掲載）
- ・元気高齢者の活用（3・1・1に掲載）
- ・地域介護予防活動の認定（3・1・2に掲載）
- ・認定ヘルパー・認定ドライバー養成研修（3・1・8に掲載）
- ・多様な主体による健康づくり活動の推進（3・1・15に掲載）

No.	名称	所管																		
1・4・4	高齢者世帯の登録制度の推進	高齢介護課																		
<p>「ひとり暮らし高齢者等登録」の制度に登録した高齢者世帯に対し、民生委員・児童委員、地域高齢者支援センター、消防本部が連携し、高齢者が安心して生活を送れるように見守り活動等を行います。</p> <p>また、未登録世帯に対して定期的に一斉調査を実施し、登録制度の周知と登録促進に努めます。</p> <p><b>【ひとり暮らし高齢者等登録制度の新規登録世帯数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>213世帯</td> <td>158世帯</td> <td>700世帯</td> <td>300世帯</td> <td>250世帯</td> <td>900世帯</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	213世帯	158世帯	700世帯	300世帯	250世帯	900世帯
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
213世帯	158世帯	700世帯	300世帯	250世帯	900世帯															

No.	名称	所管																																										
1・4・5	福祉サービスの充実	高齢介護課 障害福祉課																																										
<p>①給食サービスの実施 <b>高齢介護課</b></p> <p>ひとり暮らしをしている高齢者や、身体に不自由がある等で、自立した生活を送ることが難しい高齢者に対し、安否の確認も兼ねて、バランスのとれた食事を定期的に配達します。</p> <p><b>【給食サービス利用者数と延利用件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>131人</td> <td>123人</td> <td>200人</td> <td>220人</td> <td>240人</td> <td>260人</td> </tr> <tr> <td>7,461件</td> <td>9,526件</td> <td>12,580件</td> <td>14,000件</td> <td>15,500件</td> <td>17,000件</td> </tr> </tbody> </table> <p>②緊急通報システムの推進 <b>高齢介護課</b></p> <p>緊急時に迅速な救急活動を行うため、緊急通報システム装置を貸与し、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安を解消します。</p> <p><b>【緊急通報システム利用者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53人</td> <td>146人</td> <td>226人</td> <td>250人</td> <td>300人</td> <td>350人</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	131人	123人	200人	220人	240人	260人	7,461件	9,526件	12,580件	14,000件	15,500件	17,000件	実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	53人	146人	226人	250人	300人	350人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																																									
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																																							
131人	123人	200人	220人	240人	260人																																							
7,461件	9,526件	12,580件	14,000件	15,500件	17,000件																																							
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																																									
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																																							
53人	146人	226人	250人	300人	350人																																							

③見守りキーホルダーの交付 **高齢介護課**

外出先での急病、事故や認知症による徘徊等に対応するため見守りキーホルダーを交付し、本人の情報や緊急連絡先などの情報を迅速に確認できるようにします。

【見守りキーホルダーの交付者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
510人	1,750人	3,000人	4,000人	5,000人	6,000人

④移送サービスの促進 **障害福祉課**

寝たきり登録をしている高齢者等に対して福祉タクシー券を交付し、日常生活における移動の利便性を高めます。

【福祉タクシー券を交付した寝たきり登録者数】

実績値（令和2年度は見込値）		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
14人	11人	10人

No.	名称	所管									
1・4・6	ほほえみ収集の実施	環境資源対策課									
<p>ごみ収集場所にごみを持ち出すことが困難な高齢者・障害者・傷病者の世帯に対し、ごみの戸別収集を実施し、声かけなどにより安否確認をします。</p> <p>今後、さらなる高齢化に伴う対象世帯数の増加に備え、福祉部と連携のうえ、潜在対象者数を把握しながら、収集体制の見直しを行うとともに、事業内容について他の福祉サービスとの整合性を図ります。</p> <p>また、申請者によっては、介護度に関わらず歩行等が困難な方もいるため、ほほえみ収集の利用の可否の判断について、福祉部との連携を強化しながら、ごみ出し困窮世帯の需要に応じていきます。</p> <p>【収集世帯数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>141世帯</td> <td>134世帯</td> <td>142世帯</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	141世帯	134世帯	142世帯
実績値（令和2年度は見込値）											
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)									
141世帯	134世帯	142世帯									

No.	名称	所管
1・4・7	シルバーハウジングへの生活援助員の派遣	高齢介護課
<p>高齢者向けのバリアフリー設備を施した県営住宅アメニティ名古屋木に生活援助員を配置し、入居者の生活相談、日常生活支援、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを提供します。</p>		

No.	名称	所管
1・4・8	福祉のまちづくりの啓発・普及	建築指導課
<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、高齢者や障害者等が自分の意思で安心して自由に行動し、快適な社会生活を達成することができるまちづくりを目指して、引き続き、協議・指導・助言をします。</p>		

No.	名称	所管
1・4・9	交通バリアフリー特定事業計画の推進	地域安全課 建設管理課 道路整備課
<p>秦野市交通バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道及び交差点部の整備、駅前広場の整備など、引き続き必要な整備を行います。</p>		

No.	名称	所管																		
1・4・10	クールシェルターの推進	高齢介護課																		
<p>高齢者の熱中症対策として、暑さや日差しから身を守る一時休憩場所（クールシェルター）として協力してもらえるよう、各公共施設や事業者等に呼びかけます。</p> <p>【クールシェルターポスター配付数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>464世帯</td> <td>441世帯</td> <td>467世帯</td> <td>470世帯</td> <td>473世帯</td> <td>476世帯</td> </tr> </tbody> </table>			実績値			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	464世帯	441世帯	467世帯	470世帯	473世帯	476世帯
実績値			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
464世帯	441世帯	467世帯	470世帯	473世帯	476世帯															

No.	名称	所管
1・4・11	高齢者の外出支援の検討	高齢介護課 交通住宅課
<p>加齢や運転免許返納等に伴う外出機会の減少により、高齢者の外出に対する支援が今後ますます必要になると考えられるため、公共交通の利用や福祉有償運送制度の活用を促進するとともに、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に合わせた外出支援活動を検討していきます。</p>		

No.	名称	所管
1・4・12	高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の支援	高齢介護課 まちづくり計画課 交通住宅課
<p>高齢者が心身の状態の変化等に応じて、自分に合った生活拠点の確保や、スムーズな住み替えができるよう、住宅、建築、福祉に関係する部署や民間事業者が連携して、必要な支援を行う体制を整えます。</p> <p>また、医療・福祉施設、商業施設、住居等がまとまって立地し、住民が公共交通を利用し生活利便施設にアクセスすることができる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによるまちづくりを検討し、本計画と調整を行います。</p>		

No.	名称	所管
1・4・13	消費者相談の充実	地域安全課 市民相談人権課
<p>高齢者をターゲットにした架空請求や不当請求などの消費者トラブルが増加、悪質化している中、消費者被害の未然及び拡大防止のために、消費者相談機能の充実や、地域高齢者支援センターと連携した啓発に取り組めます。</p> <p>また、緊急情報メールの配信や危機管理 Twitter の投稿、車両広報による防犯情報の発信などによる注意喚起を実施します。</p>		



No.	名称	所管
1・4・14	防犯・交通安全対策の推進	地域安全課

振り込め詐欺など、高齢者が被害を受ける犯罪を未然に防止するため、秦野警察署などの関係機関との連携を密にし、地域の老人クラブ等との駅前防犯キャンペーンや車両広報、緊急情報メールの配信による啓発活動を行います。また、自治会、老人クラブ等からの依頼による、秦野警察署等と連携した防犯研修会や交通安全教室を実施します。交通安全教室の際に、高齢者免許自主返納サポート事業の周知を実施します。

#### 【年間犯罪発生件数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
740件	650件	483件	640件	635件	630件

#### 【防犯研修会の開催回数と参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
33回	29回	4回	30回	30回	30回
1,526人	1,158人	85人	1,000人	1,000人	1,000人

#### 【交通安全教室の開催回数と参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
23回	15回	8回	30回	30回	30回
773人	504人	158人	1,000人	1,000人	1,000人

## 基本施策5 権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援

### ■ 施策の方向性

高齢者の自己決定を支援し、認知症になっても家族や地域が支えることで自分らしい人生を全うでき、さらに他者から人権や財産を侵されない取組が重要となります。

高齢者支援に携わる関係機関や関係団体などとのネットワークを強化し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、「高齢者の尊厳ある暮らしの実現」を目指した取組を推進します。

### 主な取組

No.	名称	所管																		
1・5・1	権利擁護の取組の充実	地域共生推進課 高齢介護課 障害福祉課																		
<p>高齢化により成年後見制度の必要性が高まる中、必要な人に支援が届く体制を整備するため、地域高齢者支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等の関係機関と連携し、成年後見制度の周知や相談窓口の拡充を図ります。</p> <p>また、どの地域に住んでいても必要とする人が制度を利用できるよう、市、法律・福祉の専門職団体、地域の関係団体等が連携し、地域で支えあう仕組みとして「地域連携ネットワーク」の構築を目指します。そのコーディネートを担う「中核機関」には成年後見利用支援センターを位置付け、機能の段階的な拡充に向けて取組みます。</p> <p><b>【本人、家族、地域、関係者機関向けの広報・研修会の実施回数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11回</td> <td>8回</td> <td>4回</td> <td>9回</td> <td>9回</td> <td>10回</td> </tr> </tbody> </table>			実績値			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	11回	8回	4回	9回	9回	10回
実績値			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
11回	8回	4回	9回	9回	10回															

No.	名称	所管
1・5・2	高齢者虐待の予防と早期発見	高齢介護課
<p>高齢者虐待防止を推進するため、広報・普及啓発、早期発見、見守り、関係機関と連携した介入支援を図るためのネットワークを構築し、成年後見制度の市長申立や措置に関する手続を迅速に行います。関係機関等と連携して、虐待を行った養護者に対する相談支援等に取り組めます。また、介護者の疲労や閉塞感に寄り添った支援に努め、高齢者虐待の予防に取り組めます。</p>		

No.	名称	所管																								
1・5・3	紙おむつの給付事業の実施	高齢介護課																								
<p>在宅で、要介護認定者を介護している家族の介護負担を軽減するため、紙おむつの費用の一部を助成します。</p> <p><b>【紙おむつ給付事業の利用者数と延利用件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>227人</td> <td>264人</td> <td>300人</td> <td>360人</td> <td>400人</td> <td>440人</td> </tr> <tr> <td>1,208件</td> <td>1,279件</td> <td>1,344件</td> <td>1,430件</td> <td>1,540件</td> <td>1,650件</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	227人	264人	300人	360人	400人	440人	1,208件	1,279件	1,344件	1,430件	1,540件	1,650件
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																							
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																					
227人	264人	300人	360人	400人	440人																					
1,208件	1,279件	1,344件	1,430件	1,540件	1,650件																					

No.	名称	所管																								
1・5・4	介護者支援の充実	高齢介護課																								
<p>介護者の電話相談窓口「介護者ほっとライン」を継続するとともに、メール等での相談ができるように環境を整備します。</p> <p>介護支援専門員協会、地域の家族会や各地域高齢者支援センター等と連携し、介護者体験の紹介や介護の知識等の普及啓発を行う「介護者セミナー」や、同じ悩みや経験を持つ介護者同士が交流することで精神的負担の軽減を図る「介護者のつどい」を開催します。</p> <p>就労している介護者が就労を継続するための支援やサービス、介護者が悩みや気持ちを表出できる体制の強化について検討を進めます。</p> <p><b>【介護講座の実施回数と延参加者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>186人</td> <td>71人</td> <td>50人</td> <td>50人</td> <td>75人</td> <td>100人</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	2回	1回	2回	2回	3回	4回	186人	71人	50人	50人	75人	100人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																							
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																					
2回	1回	2回	2回	3回	4回																					
186人	71人	50人	50人	75人	100人																					

No.	名称	所管
1・5・5	家族介護慰労金の交付	高齢介護課
<p>在宅で要介護度4又は5に認定された方を常時介護する家族の日頃の苦労を労うとともに、要介護認定者の福祉の向上を図るため、介護者に家族介護慰労金を交付します。</p>		

## 基本施策6 災害・感染症に係る支援体制の整備

### ■ 施策の方向性

高齢者は、災害が発生した場合、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれます。「自助・共助」を念頭に置き、平時からの備えについての周知を強化するとともに、避難行動要支援者名簿の効果的な活用や災害時等に備えた体制整備・訓練を推進し、安全・安心に地域に住み続けることができるよう取組を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、必要物資の調達や体制整備などの感染症対策について取組みます。

### 主な取組

No.	名称	所管
1・6・1	災害対策の推進	防災課 高齢介護課 障害福祉課

#### ① 防災講習会の実施 防災課

近年の気象状況の激化や突発的に発生する地震等に対して、適切な避難行動を取ることができるように、防災講習会を通じて周知及び啓発を行います。

##### 【防災講習会の実施回数と参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
54回	65回	20回	40回	40回	40回
2,339人	2,721人	1,500人	3,000人	3,000人	3,000人

#### ② 避難行動要支援者名簿の更新・配付 高齢介護課・障害福祉課・防災課

避難行動要支援者対策として、自治会長、民生委員・児童委員及び地域高齢者支援センター等に対して年2回名簿を提供し、介護支援専門員との協働のもと、地域における安否確認、避難誘導、救出救助などの支援体制を整備します。

##### 【避難行動要支援者名簿更新・配付回数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
2回	2回	2回	2回	2回	2回

③ 家具転倒防止対策 **防災課**

発生が危惧されている大規模地震による人的被害を最小限に留めるため、家具転倒防止機器設置事業の普及啓発を推進し、高齢者が安心して生活できる環境を整備します。

**【家具転倒防止対策実施回数】**

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
10回	1回	5回	10回	10回	10回

No.	名称	所管
1・6・2	危機管理部局及び関係機関と連携した防災訓練の実施	高齢介護課 防災課
<p>災害が発生し、又はその危険性が高まったときに、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するためには個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行うことが重要です。地域高齢者支援センターや介護支援専門員協会等の協力を得ながら、防災訓練を実施するとともに、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の作成を進めます。また、高齢者及びその家族が日ごろからの備え（災害発生時の安全確保、避難する場所とその避難方法、避難所での生活、介助等生活における最低限必要な物の確保）について準備ができるように、必要な情報について周知します。</p>		

No.	名称	所管
1・6・3	感染症予防及び発生時の体制整備	高齢介護課
<p>近年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域高齢者支援センターや介護サービス事業者と連携し、感染症対策についての周知啓発、研修等を行います。</p> <p>また、関係機関と連携し、感染症の発生時における介護サービス事業者等が必要とする物資について備蓄・調達・輸送体制の整備及び支援・応援体制の構築に努めます。</p>		

**重点施策2****認知症施策の推進****基本施策1 普及啓発・本人発信支援** . . . . . P66

- 1 認知症ケアパスの作成・周知
- 2 キャラバン・メイトの育成・支援
- 3 「認知症サポーター養成講座」の開催
- 4 世界アルツハイマーデーにおける啓発活動
- 5 認知症の本人からの発信支援

**基本施策2 認知症予防・社会参加支援** . . . . . P68

- 1 認知症予防講座等の開催
- 2 認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援
- 3 介護者支援の充実

**基本施策3 医療・介護サービス、地域支援体制の充実** . . . . . P70

- 1 認知症支援の体制整備
- 2 認知症初期集中支援推進事業の実施
- 3 迷い高齢者等SOSネットワーク事業の充実
- 4 見守りキーホルダーの交付

## 基本施策 1 普及啓発・本人発信支援

### ■ 施策の方向性

認知症の方は、2018年に全国で500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。認知症は、自分自身も含めて、家族や友人など、誰でもなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。そのような中で、認知症に関する正しい知識と理解を持つことにより、認知症の方やその家族が同じ社会の一員として、自分らしく暮らし続けられる地域共生社会を目指します。

また、認知症の方とともに普及啓発を進め、認知症になっても希望をもって地域で暮らすことが出来る姿等を発信します。

### 主な取組

No.	名称	所管
2・1・1	認知症ケアパスの作成・周知	高齢介護課
<p>認知症の方やその家族が、認知症介護の道しるべとして活用し、安心して生活を行うことができるよう、認知症ケアパス（ガイドブック）の充実に努めます。物忘れと認知症の違い、認知機能低下のチェックリスト、相談・医療機関、認知症の進行に合わせた支援先やサービスなどを掲載し、毎年情報を更新します。</p> <p>また、認知症ケアパスのダイジェスト版を活用し、より多くの市民への周知に努めます。</p>		

No.	名称	所管																		
2・1・2	キャラバン・メイトの育成・支援	高齢介護課																		
<p>認知症になっても住み慣れた地域で生活することができるまちを目指して、認知症サポーター養成講座の講師及び地域での見守りの支援者となるキャラバン・メイトの定期的な養成に努めます。</p> <p>また、キャラバン・メイトの質の向上を図るとともに、認知症サポーターの養成だけでなく、地域で活躍できる場の拡大に努めます。</p> <p>秦野市認知症キャラバン・メイト連絡会が、地域高齢者支援センター及び認知症地域支援推進員と連携し、主体的に地域で活動できるよう支援します。</p>																				
【キャラバン・メイト養成延人数】																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 （2018年度）</th> <th>令和元年度 （2019年度）</th> <th>令和2年度 （2020年度）</th> <th>令和3年度 （2021年度）</th> <th>令和4年度 （2022年度）</th> <th>令和5年度 （2023年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>285人</td> <td>324人</td> <td>320人</td> <td>340人</td> <td>360人</td> <td>380人</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	285人	324人	320人	340人	360人	380人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）															
285人	324人	320人	340人	360人	380人															



No.	名称	所管																		
2・1・3	「認知症サポーター養成講座」の開催	高齢介護課																		
<p>認知症になっても住み慣れた地域で生活することができるまちを目指して、地域、職域及び学校等、特に、高齢者と接する機会の多い企業、事業所や公共交通機関等において、キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座が開催できるよう、積極的に働きかけます。</p> <p>また、認知症についてさらに理解を深めたい方向けに、ステップアップ講座を実施します。認知症への知識をさらに深め、認知症に関する活動に積極的に参加できるよう支援します。</p> <p><b>【認知症サポーター養成延人数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,103人</td> <td>13,250人</td> <td>14,010人</td> <td>16,000人</td> <td>18,000人</td> <td>20,000人</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	11,103人	13,250人	14,010人	16,000人	18,000人	20,000人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
11,103人	13,250人	14,010人	16,000人	18,000人	20,000人															

No.	名称	所管
2・1・4	世界アルツハイマーデーにおける啓発活動	高齢介護課
<p>国際アルツハイマー病協会と世界保健機関は、1994年より毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定めています。この機会を捉え、認知症に関する普及啓発イベントを集中的に開催します。</p>		

No.	名称	所管
2・1・5	認知症の本人からの発信支援	高齢介護課
<p>認知症の本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組めます。世界アルツハイマーデー及びアルツハイマー月間のイベント、地域における講座等においても、本人からの発信の機会を検討します。</p> <p>本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画、立案や評価に反映するよう努めます。</p>		

## 基本施策2 認知症予防・社会参加支援

### ■ 施策の方向性

地域において高齢者が身近に通える場を拡充し、認知症予防活動を推進します。認知症になっても、継続的に社会とのつながりを持つことができる地域づくりを行い、認知症の方が社会から孤立せずに暮らせる取組を推進します。

また、認知症の方及びその介護者となった家族等が集う認知症カフェ、家族同士のピア活動等の取組を推進し、介護者の負担軽減を図ります。

### 主な取組

No.	名称	所管
2・2・1	認知症予防講座等の開催	高齢介護課

認知症についての基本的な知識や、日常生活で続けられる認知症予防効果のある運動などについて、感染症対策を行いながら認知症予防講座（認知機能改善プログラム）、認知症専門医等による講演会、タブレット等による認知機能のチェック、出前講座等を開催します。

また、コグニサイズ普及員やいきいき健康サポーターなどのボランティアが、認知症予防活動を広げていけるよう体制を整えます。

#### 【認知症予防講座の開催回数と延参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
137回	119回	53回	150回	175回	200回
2,874人	1,181人	857人	1,500人	1,750人	2,000人

No.	名称	所管																		
2・2・2	認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援	高齢介護課																		
<p>認知症の方やその家族、地域住民、専門職等誰もが気軽に参加でき、認知症の方の居場所づくり、介護相談等を通じた心理的負担の軽減等を目的とした地域住民が運営する認知症カフェに対し、運営経費の一部助成や、出前講座による専門職の派遣などの支援を行います。</p> <p><b>【認知症カフェ団体数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 （2018年度）</th> <th>令和元年度 （2019年度）</th> <th>令和2年度 （2020年度）</th> <th>令和3年度 （2021年度）</th> <th>令和4年度 （2022年度）</th> <th>令和5年度 （2023年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7団体</td> <td>23団体</td> <td>23団体</td> <td>25団体</td> <td>27団体</td> <td>29団体</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	7団体	23団体	23団体	25団体	27団体	29団体
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）															
7団体	23団体	23団体	25団体	27団体	29団体															

No.	名称	所管
2・2・3	介護者支援の充実	高齢介護課
1・5・4再掲		

### 基本施策3 医療・介護サービス、地域支援体制の充実

#### ■ 施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症を疑ったときには、早期に適切な医療・介護につなげることで、本人が安心して暮らしていけるよう支援するとともに、認知症と診断された本人・家族等に対する支援に努めます。

かかりつけ医、地域高齢者支援センター、認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等の連携を強化し、更なる質の向上を図ります。また、認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、認知症の方が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを行います。

#### 主な取組

No.	名称	所管
2・3・1	認知症支援の体制整備	高齢介護課
<p>各地域高齢者支援センターに1名ずつ配置した認知症地域支援推進員が、支援機関間や医療と介護の有機的な連携づくり、相談等の対応など、認知症の方やその家族の支援を効果的に行う体制を整え、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを行います。</p>		

No.	名称	所管																		
2・3・2	認知症初期集中支援推進事業の実施	高齢介護課																		
<p>認知症専門医、病棟看護師、精神保健福祉士、保健師などの専門職、地域高齢者支援センターの職員で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症地域支援推進員と定期的な連携を図り、認知症の方やその家族への、早期診断・早期対応に向けた支援を引き続き行います。認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。</p> <p><b>【認知症初期集中支援チーム支援件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12件</td> <td>29件</td> <td>35件</td> <td>35件</td> <td>35件</td> <td>35件</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	12件	29件	35件	35件	35件	35件
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
12件	29件	35件	35件	35件	35件															

No.	名称	所管																		
2・3・3	迷い高齢者等SOSネットワーク事業の充実	高齢介護課																		
<p>認知症の高齢者が行方不明になった場合に備え、迷い高齢者等SOSネットワーク事業を周知し、警察や消防、福祉関係機関等に登録情報を提供します。行方不明の高齢者が発生した場合は、速やかに関係機関、交通機関等に搜索依頼を行い、早期発見につなげます。</p> <p><b>【迷い高齢者等SOSネットワーク事業登録者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>79人</td> <td>81人</td> <td>90人</td> <td>100人</td> <td>110人</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	79人	81人	90人	100人	110人	120人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
79人	81人	90人	100人	110人	120人															

No.	名称	所管
2・3・4	見守りキーホルダーの交付	高齢介護課
1・4・5③再掲		

## 重点施策3

## 健康と生きがいづくり

### 基本施策1 健康と生きがいづくり施策の充実 . . . . . P73

- 1 元気高齢者の活動支援
- 2 地域介護予防活動の支援
- 3 老人クラブ活動の支援
- 4 ふれあい農園の設置、シルバーカルチャースクール
- 5 シルバー（高齢者）向けの講座等の開催
- 6 地域敬老会開催の支援
- 7 ボランティア、市民活動への支援
- 8 認定ヘルパー、認定ドライバー研修の実施
- 9 シルバー人材センターへの支援
- 10 就労環境の整備促進
- 11 高年齢者の就業促進
- 12 健康づくりの推進
- 13 よりよい生活習慣の確立に向けた普及啓発
- 14 がん対策及び疾病の早期発見
- 15 多様な主体による健康づくり活動の推進
- 16 高齢者のスポーツ・レクリエーション機会の充実
- 17 施設の運営

## 基本施策 1 健康と生きがいづくり施策の充実

### ■ 施策の方向性

高齢者の趣味や特技を通じた地域社会との交流、地域での介護予防の担い手養成や通いの場の立ち上げを支援することで、生きがいづくりや健康の増進につなげ、いつまでも元気で楽しく生活することができる社会の形成を目指します。また、健康診査の受診や多様な主体による健康づくり活動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。さらに、働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げ、労働を通じて、生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを行います。

### 主な取組

No.	名称	所管
3・1・1	元気高齢者の活動支援	高齢介護課
<p>介護予防につながる運動・口腔・栄養に関する活動を行うボランティアやサポーターを育成し、地域で介護予防に役立つ活動を広めます。</p>		

No.	名称	所管																											
3・1・2	地域介護予防活動の支援	高齢介護課																											
<p>高齢者にとっては居場所となり、支え手にとっては社会参加や生きがいとなるような、地域住民や民間事業者による自主的な介護予防活動を支援します。地域に通いの場を立ち上げ、継続していくことができるように活動経費の一部を補助するほか、市が活動を認定し、活動内容等の周知を支援します。利用者が安心して利用できるほか、様々な主体が参入しやすくなり、地域独自の支えあいの関係づくりを促進します。</p> <p>【地域介護予防活動団体の補助交付団体数と認定団体数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助</td> <td>43 団体</td> <td>53 団体</td> <td>56 団体</td> <td>65 団体</td> <td>74 団体</td> <td>83 団体</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>13 団体</td> <td>14 団体</td> <td>14 団体</td> <td>15 団体</td> <td>16 団体</td> <td>17 団体</td> </tr> </tbody> </table>				実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	補助	43 団体	53 団体	56 団体	65 団体	74 団体	83 団体	認定	13 団体	14 団体	14 団体	15 団体	16 団体	17 団体
	実績値（令和2年度は見込値）			目標値																									
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																							
補助	43 団体	53 団体	56 団体	65 団体	74 団体	83 団体																							
認定	13 団体	14 団体	14 団体	15 団体	16 団体	17 団体																							

No.	名称	所管																								
3・1・3	老人クラブ活動の支援	高齢介護課																								
<p>高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持って生活していくために、地域のつながりや健康寿命を伸ばすための活動に対して支援を行うとともに、老人クラブの新しい魅力づくりを進めます。</p> <p>【老人クラブの数と会員数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51クラブ</td> <td>46クラブ</td> <td>41クラブ</td> <td>42クラブ</td> <td>43クラブ</td> <td>44クラブ</td> </tr> <tr> <td>3,444人</td> <td>3,112人</td> <td>2,790人</td> <td>2,850人</td> <td>2,900人</td> <td>2,950人</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	51クラブ	46クラブ	41クラブ	42クラブ	43クラブ	44クラブ	3,444人	3,112人	2,790人	2,850人	2,900人	2,950人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																							
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																					
51クラブ	46クラブ	41クラブ	42クラブ	43クラブ	44クラブ																					
3,444人	3,112人	2,790人	2,850人	2,900人	2,950人																					

No.	名称	所管
3・1・4	ふれあい農園の設置、シルバーカルチャースクール	高齢介護課
<p>高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会参加を促進するため、ふれあい農園やシルバーカルチャースクールの活動を継続して支援します。</p>		



No.	名称	所管
3・1・5	シルバー（高齢者）向けの講座等の開催	生涯学習課 高齢介護課 地域安全課

①シルバー（高齢者）向け講座の開催 生涯学習課

高齢者の社会参加や生きがいをづくりのための趣味・学習活動等の講座を、公民館を拠点として実施します。また、専門機関と連携し、各地域の課題などを把握して、その問題解決へ向けての各種講座を実施します。

## 【開催回数と延参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
110回	84回	103回	110回	110回	110回
2,570人	2,336人	2,527人	2,200人	2,200人	2,200人

②広畑ふれあい塾の開催 生涯学習課

市民自身が蓄えた知識や特技を生かして講師となり、趣味・教養・学習活動等の事業を受講生と共に作り上げていく「広畑ふれあい塾」の運営体制を推進し、引き続き中高年のニーズに応えた幅広い講座の運営ができるように支援します。

## 【開催講座数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
67講座	62講座	55講座	64講座	66講座	68講座

③出前講座の実施 地域安全課・高齢介護課

地域全体で介護予防や防犯の意識が高まるよう、老人クラブや自治会等の活動場所に出向いて引き続き講座を実施します。栄養士や歯科衛生士などの専門職等が講師となる高齢者のための健康講座（体操・口腔・栄養）、介護保険制度や認知症理解・予防のための講座、健康づくり、生涯学習、生活相談、秦野警察署と連携した防犯研修会や交通安全教室などを行います。

## 【出前講座の実施回数と延参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
307回	332回	86回	260回	270回	280回
4,095人	5,749人	1,535人	4,000人	4,100人	4,200人

No.	名称	所管																											
3・1・6	地域敬老会開催の支援	高齢介護課																											
<p>地域福祉の中心的な役割を担う各地区の社会福祉協議会が主体となって開催している、長寿を祝う敬老会に対し、高齢者の生きがいや健康づくりのきっかけとなるよう支援をします。</p> <p>【地域敬老会の対象者数と出席者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>20,517人</td> <td>21,755人</td> <td>22,788人</td> <td>24,188人</td> <td>25,588人</td> <td>26,988人</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>2,847人</td> <td>3,093人</td> <td>0人</td> <td>3,628人</td> <td>3,838人</td> <td>4,048人</td> </tr> </tbody> </table>				実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	対象者	20,517人	21,755人	22,788人	24,188人	25,588人	26,988人	出席者	2,847人	3,093人	0人	3,628人	3,838人	4,048人
	実績値（令和2年度は見込値）			目標値																									
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																							
対象者	20,517人	21,755人	22,788人	24,188人	25,588人	26,988人																							
出席者	2,847人	3,093人	0人	3,628人	3,838人	4,048人																							

No.	名称	所管																		
3・1・7	ボランティア、市民活動への支援	高齢介護課 市民活動支援課																		
<p>①市民活動等への支援、市民力を生かした協働事業の促進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民活動支援課</span></p> <p>誰もが市民活動に参加しやすい環境づくりを目指し、はだの市民活動団体連絡協議会と連携して、市民活動サポートセンターによる市民活動の情報提供や相談窓口の充実を図ります。また、ボランティア体験事業やNPO向け実務講座など、本市の市民活動を支援する事業を展開します。</p> <p>【はだの市民活動団体連絡協議会の加盟団体数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55団体</td> <td>54団体</td> <td>52団体</td> <td>55団体</td> <td>55団体</td> <td>55団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住民主体の通いの場等への支援 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高齢介護課</span></p> <p>地域住民等で構成するボランティア団体が、要支援認定者等を対象に行う生活支援等の訪問サービスや通いの場等の通所サービスに対し、その活動に要する経費の一部を補助します。</p> <p>※4・1・1 介護予防・日常生活支援総合事業として実施しています。</p>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	55団体	54団体	52団体	55団体	55団体	55団体
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
55団体	54団体	52団体	55団体	55団体	55団体															

No.	名称	所管
3・1・8	認定ヘルパー、認定ドライバー研修の実施	高齢介護課

本市独自の介護予防事業である、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型・住民主体型サービスの従事者を養成する研修を行います。

また、修了者へのフォローアップ研修や、本人の同意を得られた場合に介護人材を募集している介護サービス事業者への情報提供を行い、研修修了者の就労を支援するとともに、活動の場の拡大に向けて検討します。

#### ①認定ヘルパー養成研修

4・1・1 介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型・住民主体型サービスの従事者を養成する研修を実施します。

##### 【研修開催回数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
3回	3回	1回	1回	1回	1回

#### ②地域支え合い型認定ドライバー養成研修

4・1・1 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型移動支援サービスの従事者や、地域で高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修を実施します。

##### 【研修開催回数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
2回	2回	2回	2回	2回	2回

No.	名称	所管
3・1・9	シルバー人材センターへの支援	高齢介護課

働く意欲があり、心身ともに健康な高齢者がその経験・能力を生かすことによって生きがいを見出し、高齢者の地域社会への参加や活動の場の拡大につながるよう支援をしていきます。

##### 【シルバー人材センターの会員数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
755人	744人	750人	850人	850人	850人

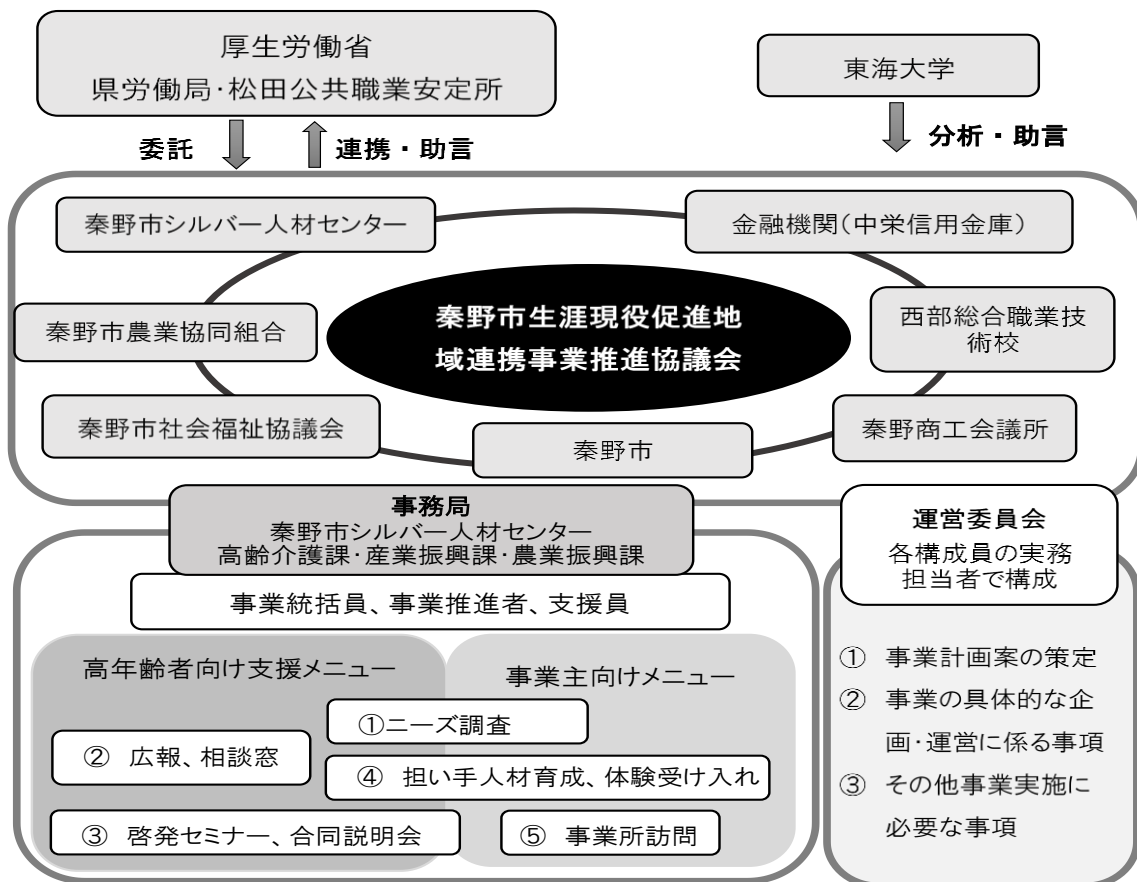
No.	名称	所管
3・1・10	就労環境の整備促進	産業振興課
<p>高齢者の就業を促進するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の周知や、国や関係機関が実施する高年齢者雇用対策に係る取組の周知を図り、就労環境の整備促進に努めます。</p>		

No.	名称	所管
3・1・11	高年齢者の就業促進	高齢介護課 産業振興課 農業振興課

人生 100 年時代を見据え、高年齢者（55 歳以上の方）が労働を通じて生きがいを感じ、地域社会で活躍することによって地域の活性化が進み、さらには、社会参加することによって健康寿命が延伸することを目指し、働く意欲のある高年齢者が生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを、関係する機関とともに推進します。

また、地域の実情に応じ、高年齢者の多様な就業機会の確保方策について協議を行う「秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会」を組織し、協議会でまとめた「事業構想（案）」を国に提出し、採択及び事業受託を目指し、高年齢者の活躍場所の開拓や就労・社会参加の場の提供等の新しい雇用を生み出す仕組みづくりを進めます。

**秦野市生涯現役促進地域連携事業推進協議会の構成（イメージ図）**



No.	名称	所管																		
3・1・12	健康づくりの推進	国保年金課 健康づくり課																		
<p>特定健康診査受診率、特定保健指導利用率の向上に向け、受診行動に結びつくための生活習慣病を理解するきっかけづくりや地域・職域との連携による取組を行います。</p> <p><b>【特定健康診査の受診率】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34.2%</td> <td>33.4%</td> <td>33.8%</td> <td>38%</td> <td>39%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	34.2%	33.4%	33.8%	38%	39%	40%
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
34.2%	33.4%	33.8%	38%	39%	40%															

No.	名称	所管
3・1・13	よりよい生活習慣の確立に向けた普及啓発	健康づくり課
<p>高齢者が要介護状態になる原因のひとつに生活習慣病があり、その予防はとても重要です。秦野市健康増進計画「健康はだの21（第4期）」（平成30年度～令和4年度）に基づき、引き続き、生活習慣の改善についての普及啓発を実施するとともに、生活習慣病の重症化予防に取り組めます。</p>		

No.	名称	所管																		
3・1・14	がん対策及び疾病の早期発見	健康づくり課																		
<p>職域での受診機会が少ない女性特有のがん検診の受診率向上に向け、定期的に検診が受けられる体制整備及び、がん予防についての正しい知識や理解を深めるための普及啓発に努めます。</p> <p><b>【女性のがん検診受診率（乳がん及び子宮頸がん）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.6%</td> <td>24.6%</td> <td>22.6%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	24.6%	24.6%	22.6%	50%	50%	50%
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
24.6%	24.6%	22.6%	50%	50%	50%															

No.	名称	所管																		
3・1・15	多様な主体による健康づくり活動の推進	健康づくり課																		
<p>身近な場所で、人や地域とつながりながら身体活動・運動が取り組めるような環境づくりに努め、「はだのさわやか体操」を通じた地域活動を行うボランティアの育成を行うとともに、地域の主体的な健康づくりを支援します。</p> <p><b>【体操会（※）の延参加者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 （2018年度）</th> <th>令和元年度 （2019年度）</th> <th>令和2年度 （2020年度）</th> <th>令和3年度 （2021年度）</th> <th>令和4年度 （2022年度）</th> <th>令和5年度 （2023年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>792人</td> <td>660人</td> <td>450人</td> <td>600人</td> <td>650人</td> <td>700人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）体操普及ボランティア（さわやかマスター）が主体となって運営し、自由に参加できる地域の体操会（丹沢あおぞら体操会、ご近所体操会など）</p>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	792人	660人	450人	600人	650人	700人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）															
792人	660人	450人	600人	650人	700人															

No.	名称	所管
3・1・16	高齢者のスポーツ・レクリエーション機会の充実	スポーツ推進課 高齢介護課
<p>高齢者が、心身ともに健康を保ち、生き生きとした生活を送るとともに、コミュニケーションツールとして社会参加を促進するため、スポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。</p> <p><b>【主な取組】</b> 高齢者スポーツ教室の開催、3033（サンマルサンサン）運動の推進</p> <p>また、「ねんりんピックかながわ2022」の開催を契機に、高齢者スポーツの振興と生きがいの高揚を図ります。</p> <p><b>【競技種目】</b> 軟式野球、弓道、テニス、サッカー等</p>		

No.	名称	所管																								
3・1・17	施設の運営	高齢介護課・こども育成課 地域共生推進課・健康づくり課																								
<p>①広畑ふれあいプラザ <b>高齢介護課</b></p> <p>介護予防、健康づくり、生きがいづくり及び世代間交流事業を充実させるとともに、地域交流の場として開かれた施設運営を図ります。</p> <p><b>【広畑ふれあいプラザの利用件数と延利用者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 （2018年度）</th> <th>令和元年度 （2019年度）</th> <th>令和2年度 （2020年度）</th> <th>令和3年度 （2021年度）</th> <th>令和4年度 （2022年度）</th> <th>令和5年度 （2023年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,189件</td> <td>3,664件</td> <td>1,964件</td> <td>4,000件</td> <td>4,000件</td> <td>4,000件</td> </tr> <tr> <td>76,210人</td> <td>61,982人</td> <td>23,408人</td> <td>70,000人</td> <td>70,000人</td> <td>70,000人</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	4,189件	3,664件	1,964件	4,000件	4,000件	4,000件	76,210人	61,982人	23,408人	70,000人	70,000人	70,000人
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																							
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）																					
4,189件	3,664件	1,964件	4,000件	4,000件	4,000件																					
76,210人	61,982人	23,408人	70,000人	70,000人	70,000人																					

②末広ふれあいセンター **こども育成課・高齢介護課**

介護予防拠点施設と児童館機能を合わせ持つ施設として、健康づくり、生きがいづくり、世代間交流事業を充実させるとともに、地域交流の場として開かれた施設運営を図ります。

## 【末広ふれあいセンターの利用件数と延利用者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
2,034件	1,464件	894件	1,600件	1,600件	1,600件
19,778人	15,931人	10,362人	17,000人	17,000人	17,000人

③保健福祉センター **地域共生推進課**

福祉の充実・増進を図るため介護予防事業、母子保健事業などの講習会、教室の実施や地域福祉の支援活動、ボランティアの育成事業、児童相談業務等、保健福祉サービスの拠点としての役割を果たします。

## 【保健福祉センターの利用件数と延利用者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
127,636件	120,015件	91,000件	96,000件	108,000件	120,000件
243,610人	230,622人	142,000人	184,000人	207,000人	230,000人

④中野健康センター **健康づくり課**

市民の自主的な健康づくりを推進するため、トレーニング機器更新計画に基づき、高齢者用に特化した体力維持関係機器の入替を検討します。

また、がん検診の実施、保健事業での活用、未病センターはだの健康相談会や、健康講座の開催などにより、中野健康センターの認知度を上げて施設の利用者の増加を目指します。

## 【中野健康センターの延利用者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
35,274人	29,927人	15,000人	35,000人	35,000人	35,000人

⑤老人いこいの家 **高齢介護課**

高齢者の教養の向上や健康・福祉の増進に役立てるため、老人いこいの家を設置しています。老人いこいの家は、地域の自治会、民生委員・児童委員、老人クラブの代表者等により組織される各地区の管理運営委員会を指定管理者に指定し、管理・運営を行います。

## 重点施策4

## 介護予防・自立支援、重度化防止の推進

### 基本施策1 介護予防施策等の充実 . . . . . P83

- 1 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 2 介護予防普及啓発事業の充実
- 3 地域介護予防活動支援事業の充実
- 4 一般介護予防事業評価事業の実施
- 5 地域リハビリテーション活動支援事業の充実
- 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



## 基本施策 1 介護予防施策等の充実

### ■ 施策の方向性

本市独自の基準による多様な介護予防・生活支援サービスを活用し、介護予防のための生活支援や住民主体による通いの場の充実、栄養士、歯科衛生士、機能訓練指導士などの専門職による生活機能改善等に係る取組を推進します。また、65歳以上のすべての高齢者を対象とした介護予防事業を実施し、仲間づくりや地域とのつながりを深めるとともに、健康寿命の延伸につなげます。

### 主な取組

No.	名称	所管
4・1・1	介護予防・生活支援サービス事業の充実	高齢介護課

#### ① 予防給付型サービス（国のサービス類型：現行相当サービス）

要支援認定者及び要支援相当（以下「要支援等」という。）の人を対象にした国の基準に基づく従来の介護予防訪問介護（訪問ヘルパー）・介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービスを実施します。

本市では、入浴など身体介護が必要である場合、地域ケア会議で必要と認められた方が利用できます。サービスの提供者は、市が指定する介護サービス事業者です。

#### 【予防給付型サービス見込量】

	実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
訪問サービス	94件 1,223千円	77件 1,305千円	72件 1,220千円	96件 1,893千円	105件 2,066千円	118件 2,306千円
通所サービス	119件 730千円	50件 920千円	57件 1,048千円	84件 1,897千円	92件 2,070千円	103件 2,311千円

#### ② 基準緩和型サービス（国のサービス類型：サービスA）

要支援等の方を対象とした本市独自基準による訪問型及び通所型サービスを実施します。

訪問型は、居宅を訪問して、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。通所型は、通所介護施設において、レクリエーションや機能訓練などを行います。

サービスの提供者は、市が指定する介護サービス事業者又は市と委託締結をした事業所です。

【基準緩和型サービス見込量】

	実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問サービス	2,560件	2,497件	2,522件	2,616件	2,854件	3,186件
	28,986千円	28,471千円	29,010千円	33,358千円	36,392千円	40,619千円
通所サービス	6,689件	6,665件	6,260件	6,960件	7,593件	8,475件
	122,278千円	124,848千円	118,923千円	145,836千円	159,099千円	177,577千円

③住民主体型サービス（国のサービス類型：サービスB）

元気な高齢者、要支援等の方を対象に、住民ボランティア団体、シルバー人材センター又はNPO等が運営する訪問サービス（買い物、調理などの生活支援）や、通所サービス（介護予防体操、会食などを行う通いの場）を実施します。

元気な高齢者が活躍し、地域の中で自らの生きがいとして活動できるよう、ボランティアの支援と育成に努めます。

【住民主体型サービス見込量】

	実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問サービス	265件	404件	330件	452件	500件	548件
	867.5時間	916.25時間	736.5時間	1,009時間	1,102時間	1,195時間
	240千円	151千円	240千円	240千円	240千円	240千円
通所サービス	904件	1,664件	1,623件	1,786件	1,965件	2,162件
	316千円	633千円	560千円	560千円	560千円	560千円

④短期集中予防サービス（国のサービス類型：サービスC）

要支援等の方を対象に、3～6か月の短期間に、専門職によるプログラムを集中的に提供するサービスを実施します。利用者が生活機能を向上させ、介護保険サービスを必要としない状態を目指し、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるようにします。

【短期集中予防サービス見込量と終了後に通いの場につながった件数】

	実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問サービス				21件	21件	21件
				2件	2件	2件
通所サービス	73件	65件	54件	85件	85件	85件
	—	—	7件	10件	10件	10件

## ⑤訪問型移動支援サービス（国のサービス類型：サービスD）

住民主体型通所サービスの利用者で、原則として、要支援等の方のうち、心身の状態等から送迎が必要と判断された方が利用できる、通いの場までの送迎サービスを実施します。

サービスの提供者は、NPOやデイサービス事業者等です。

## 【訪問型移動支援サービス見込量】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
494件	573件	477件	631件	690件	760件
1,512千円	2,332千円	2,166千円	3,920千円	4,018千円	4,116千円

No.	名称	所管
4・1・2	介護予防普及啓発事業の充実	高齢介護課

## ①介護予防講座の実施

公民館等で、運動メニューを中心に口腔・栄養・認知症予防を取り入れた講座を開催し、仲間づくりや地域のつながりを深めながら、介護予防の普及啓発を進めていきます。

また、地域からの依頼に応じて出前講座として、住民主体の通いの場へ出向き、介護予防の普及啓発を進めるとともに、フレイルサポーター、コグニサイズ普及員、8020運動推進員、いきいき健康サポーター、食のソムリエ等の活動の場の拡大を目指します。

また、地域高齢者支援センターと連携を図り、身近な場所で気軽に集うことができる居場所づくりを推進し、介護予防活動を展開します。

## 【運動講座の開催回数と延参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
180回	152回	84回	124回	130回	136回
4,388人	3,980人	1,554人	3,100人	3,250人	3,400人

## 【栄養講座の開催回数と延参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
45回	36回	22回	47回	50回	50回
829人	804人	383人	950人	1,000人	1,000人

【口腔講座の開催回数と延参加者数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
36回	22回	24回	47回	50回	50回
693人	539人	414人	950人	1,000人	1,000人

【自主グループ団体数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
17団体	29団体	29団体	36団体	43団体	50団体

②出前講座の実施

- ・出前講座の実施（2・1・5③再掲）

③介護予防活動の担い手の育成・支援

- ・キャラバン・メイトの育成（2・1・2再掲）
- ・地域介護予防活動の支援（3・1・2再掲）
- ・認定ヘルパー、認定ドライバー養成研修（3・1・8再掲）

No.	名称	所管
4・1・3	地域介護予防活動支援事業の充実	高齢介護課

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を効果的に支援します。

①地域介護予防活動の支援

（3・1・2再掲）

②地域の高齢者の通いの場の充実

超高齢社会において健康寿命の延伸を図るため、定期的に介護予防体操を行う通いの場を増やします。体操の普及啓発と継続的に実施する団体の支援について、病院、大学、NPOと協働して行います。

【「はだのさわやか体操で介護予防」参加者実人数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
238人	600人	360人	430人	500人	570人

No.	名称	所管
4・1・4	一般介護予防事業評価事業の実施	高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業において取り組む各事業について、目標値の達成状況等の評価を行い、その結果を検証して事業の改善に生かしていきます。

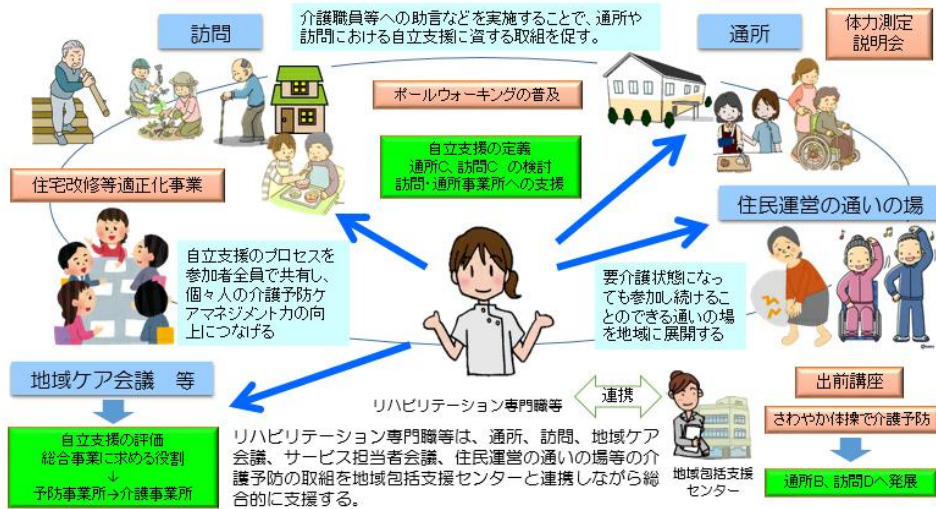
No.	名称	所管
4・1・5	地域リハビリテーション活動支援事業の充実	高齢介護課

地域における介護予防の取組を強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

リハビリテーション専門職等が介護予防の取組について評価を行い、その効果を多職種へ伝えていく役割を担うことを目指します。

【地域リハビリテーション活動支援事業の会議の開催回数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
11回	9回	5回	6回	6回	6回



No.	名称	所管
4・1・6	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	国保年金課 高齢介護課 健康づくり課

後期高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を実現し、QOL（生活の質）の維持・向上、健康寿命の延伸を図るため、KDB（国保データベース）システム等で管理されているレセプトや介護・健診結果等のデータ、後期高齢者の新質問票を活用し、生活習慣病等の重症化や疾病を予防する取組と生活機能の低下を防止する取組等を一体的に実施します。

## 重点施策5

## 介護保険の健全運営と円滑な実施

### 基本施策1 介護人材確保施策 . . . . . P89

- 1 多様な人材の参入促進に向けた研修等の実施と就労支援
- 2 介護職員初任者研修受講料の補助
- 3 将来の介護人材の育成と裾野の拡大
- 4 介護職員の就労支援・再就職促進
- 5 外国籍介護職員への支援
- 6 高齢者施設等での業務効率化の取組の推進

### 基本施策2 良質かつ安定的なサービス提供体制の構築 . . . . . P92

- 1 迅速・安定的な要介護等認定
- 2 介護保険制度の趣旨普及と情報提供
- 3 介護保険サービスの整備
- 4 介護サービス相談員派遣事業
- 5 有料老人ホーム等の設置状況等に係る県との情報連携
- 6 要介護者等に対する生活期リハビリテーション提供体制の検討

### 基本施策3 給付適正化事業の推進 . . . . . P98

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアプランの点検
- 3 住宅改修等の点検
- 4 縦覧点検・医療情報との突合
- 5 介護給付費通知

### 基本施策4 事業者への適切な指定・指導管理体制の強化 . . . . . P100

- 1 事業者の指定に係る基本方針
- 2 事業者への適切な指導・監査の実施
- 3 施設内虐待、苦情対応体制の強化

## 基本施策 1 介護人材確保施策

### ■ 施策の方向性

介護関連施設等の職種の有効求人倍率は、依然として全職業平均を大きく上回る水準で推移しており、今後も、労働力人口の減少により全産業的に人材不足感が強まる中、介護分野での人材確保は、さらに厳しくなることが予測されます。

その中で、介護職員の資質向上や働きやすい環境づくりに目を向け、「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」の視点から、介護人材の確保や育成、裾野の拡大に資する事業を展開します。また、介護職員の負担軽減のため、国の方針に基づいた文書の負担軽減を図るとともに、介護ロボットやICT導入等の取組を支援し、介護職員の業務効率化を推進します。

また、市民が希望するサービスを安定して提供できるよう、引き続き必要な施策の検討をします。

### 主な取組

No.	名称	所管																				
5・1・1	多様な人材の参入促進に向けた研修等の実施と就労支援	高齢介護課																				
<p>将来に渡り介護分野での安定的な介護人材を確保するため、多様な人材の参入や参画促進に向けた研修を実施します。介護職員の資質向上や働きやすい環境づくりに目を向け、国や県の人材確保対策を注視しながら、介護現場に必要な研修事業や定着支援に向けた施策等を引き続き検討します。</p> <p>また、研修修了者の希望に応じて、介護人材を募集している介護サービス事業者への情報提供を行う等、活動の場の拡大と就労を支援します。</p> <p>【現在実施している研修】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修名</th> <th>内容</th> <th>受講時間、又は受講日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活援助従事者研修</td> <td>掃除、洗濯、調理や身体介助等の支援に必要な知識を習得</td> <td>59 時間</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地域支え合い型認定ドライバークラス養成研修</td> <td>高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修</td> <td>3 日間</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>介護に関する入門的研修</td> <td>介護に関する基礎知識の習得</td> <td>21 時間</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>認定ヘルパー養成研修</td> <td>総合事業訪問型サービスの担い手を養成する研修</td> <td>2 日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1, 3 は、国や県の人材確保対策や研修の参加状況等を踏まえながら実施。)</p>				研修名	内容	受講時間、又は受講日数	1	生活援助従事者研修	掃除、洗濯、調理や身体介助等の支援に必要な知識を習得	59 時間	2	地域支え合い型認定ドライバークラス養成研修	高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修	3 日間	3	介護に関する入門的研修	介護に関する基礎知識の習得	21 時間	4	認定ヘルパー養成研修	総合事業訪問型サービスの担い手を養成する研修	2 日間
	研修名	内容	受講時間、又は受講日数																			
1	生活援助従事者研修	掃除、洗濯、調理や身体介助等の支援に必要な知識を習得	59 時間																			
2	地域支え合い型認定ドライバークラス養成研修	高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修	3 日間																			
3	介護に関する入門的研修	介護に関する基礎知識の習得	21 時間																			
4	認定ヘルパー養成研修	総合事業訪問型サービスの担い手を養成する研修	2 日間																			

No.	名称	所管																		
5・1・2	介護職員初任者研修受講料の補助	高齢介護課																		
<p>離職者等の就労及び資格取得等を支援し、専門的でより質の高いサービスを提供できる介護人材を育成するため、介護職員初任者研修を受講し市内の介護サービス事業所に就労した人に対し、研修受講料の一部を助成します。</p> <p><b>【申請件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10件</td> <td>8件</td> <td>5件</td> <td>8件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	10件	8件	5件	8件	10件	10件
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
10件	8件	5件	8件	10件	10件															

No.	名称	所管																		
5・1・3	将来の介護人材の育成と裾野の拡大	高齢介護課 教育指導課																		
<p>若い世代の福祉分野や介護分野への興味・関心を高めるため、教育委員会と連携し、市内の小・中学生を対象とした職場体験や施設見学の実施など学校と高齢者施設の交流を促進し福祉教育の充実に取り組みます。</p> <p><b>【福祉教育実施学校数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校 13校 中学校 9校</td> <td>小学校 13校 中学校 9校</td> <td>小学校 13校 中学校 9校</td> <td>小学校 13校 中学校 9校</td> <td>小学校 13校 中学校 9校</td> <td>小学校 13校 中学校 9校</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校	小学校 13校 中学校 9校															

No.	名称	所管
5・1・4	介護職員の就労支援・再就職促進	高齢介護課 産業振興課
<p>神奈川県が実施している介護人材の登録バンク制度や再就職資金の貸付制度、子育て代替職員費用の補助金など、介護職員の就労・再就職支援事業の周知及び利用促進に努めるとともに、産業振興課や関係機関との連携強化を図り、就労相談・就職面接会等での介護サービス事業所への就労促進を支援します。</p>		



No.	名称	所管
5・1・5	外国籍介護職員への支援	高齢介護課 文化振興課
<p>高齢者施設等で働く外国籍職員が安心して日常生活を送れるよう、外国籍市民を対象に市が開催する「暮らしの教室」での日本語指導や生活相談、各種交流事業等への参加を推進するため、情報提供を行います。</p>		

No.	名称	所管
5・1・6	高齢者施設等での業務効率化の取組の推進	高齢介護課
<p>高齢者施設等での事務負担の軽減を図るため、国の方針を踏まえ、指定申請や加算等に係る各種文書量の軽減、簡素化に神奈川県と連携して取り組むとともに、介護サービス事業者に対しホームページ等で情報提供します。また、介護ロボットやICT機器の導入に向けた支援に努めます。</p>		

## 基本施策2 良質かつ安定的なサービス提供体制の構築

### ■ 施策の方向性

介護保険制度の適正運営と持続可能性を確保するため、介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図りながら施策を進めます。

サービスの適正利用を促進するため、介護保険サービスの利用が増える中で、安定的な介護認定業務が行えるよう体制を整えるとともに、利用者及び介護サービス事業者に向けた制度説明等の周知活動を行います。

サービス基盤の整備については、政府が掲げている「介護離職ゼロ」の実現と、地域医療構想との整合性の確保を行いながら、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案した上で、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせ整備していくことが求められています。

介護度が重くなっても、出来るだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることのできる体制を整えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」について、整備を推進します。

なお、介護サービス事業所の整備に当たっては、地域マネジメントを推進する観点から、可能な限り都市政策所管課が進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによるまちづくりを勘案した整備を行います。

### 主な取組

No.	名称	所管
5・2・1	迅速・安定的な要介護等認定	高齢介護課
<p>安定的な介護認定業務が行えるよう、委託業務と円滑な業務体制を整えながら、認定審査会や認定調査の適正化に努めます。</p>		

No.	名称	所管
5・2・2	介護保険制度の趣旨普及と情報提供	高齢介護課
<p>市民や介護サービス事業者に対し介護保険制度の趣旨及び仕組みを広く周知するため、ホームページやパンフレット等を活用し、迅速かつ正確な情報提供・情報発信に努めます。</p> <p>「介護保険事業実施状況」を毎年発行し、本市の介護保険事業の実施状況等について理解を深めていただくとともに、高齢者や家族が適切なサービスを選択できるよう、「介護保険指定サービス事業者一覧」等による各種サービスについての周知・広報の充実を図ります。</p>		

No.	名称	所管
5・2・3	介護保険サービスの整備	高齢介護課

## ①地域密着型サービス

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの整備を進めていきます。認知症対応型共同生活介護は、第7期計画までに需要に沿う整備数に達しているため、第8期計画での整備は行わないものとします。

地域密着型介護老人福祉施設は、第7期計画期間の利用実績や第8期計画期間の地域密着型サービス見込量を考慮し、第8期計画での整備は行わず、在宅での生活を選択できるよう、利用者や介護者の不安を解消するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を推進し、看取り対応を含め、在宅生活限界点の向上に努めます。

## 【地域密着型サービスの整備数】

施設種別				実績値		目標値					
				令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		(か所)		13		13		13		13	
		(床)		198		198		198		198	
圏域別実績内訳 及び増加数	東部	か所	床	4	63	0	0	0	0	0	0
	中部	か所	床	4	63						
	西部	か所	床	5	72						
地域密着型介護 老人福祉施設		(か所)		1		1		1		1	
		(床)		29		29		29		29	
圏域別実績内訳 及び増加数	東部	か所	床	0	0	0	0	0	0	0	0
	中部	か所	床	1	29						
	西部	か所	床	0	0						
地域密着型介護 特定施設入居者生活介護		(か所)		0		0		0		0	
		(床)		0		0		0		0	
圏域別実績内訳 及び増加数	東部	か所	床	0	0	0	0	0	0	0	0
	中部	か所	床	0	0						
	西部	か所	床	0	0						
小規模多機能型居宅介護		(か所)		4		4		4		5	
		(登録定員)		112		112		112		141	
圏域別実績内訳 及び増加数	東部	か所	登録定員	1	29	0	0	0	0	+1	+29
	中部	か所	登録定員	2	54						
	西部	か所	登録定員	1	29						
看護小規模多機能型 居宅介護		(か所)		1		1		2		2	
		(登録定員)		25		25		50		50	
圏域別実績内訳 及び増加数	東部	か所	登録定員	0	0	0	0	+1	+25	0	0
	中部	か所	登録定員	1	25						
	西部	か所	登録定員	0	0						

施設種別		実績値		目標値	
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(か所)	2	2	3	4
圏域別実績内訳及び増加数	東部 か所	1	0	+1	+1
	中部 か所	1			
	西部 か所	0			
夜間対応型 訪問介護	(か所)	2	2	3	4
圏域別実績内訳及び増加数	東部 か所	1	0	+1	+1
	中部 か所	1			
	西部 か所	0			

※日常生活圏域は7圏域に変更しますが、施設整備上は、従来の3圏域として扱います。

※3圏域は次のとおりです。

- ・中部圏域：本町地区、南地区、東、北地区
- ・東部圏域：大根地区、鶴巻地区
- ・西部圏域：西地区、渋沢地区

## ②施設サービス

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設は、第7期計画期間の利用実績や第8期計画期間の施設サービス見込量を考慮し、第8期計画での整備は行わないものとしします。

近年、介護老人福祉施設、介護老人保健施設に代わり看取り対応や医療機関との連携、介護者支援、災害時の地域連携等の充実を図る住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などを含めた居住系サービスの役割が大きくなっていますので、サービス内容の周知、啓発等に取り組み定着を図ります。

また、平成30年度から新たに制度化された介護医療院は現在1施設が整備され、今後のニーズによって既存医療機関や介護老人保健施設からの転換を行う場合は、需要や利用実績等を考慮し、整備数を検討します。

### 【施設サービスの整備数】

施設種別		実績値		目標値	
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(か所)	6	6	6	6
	(床)	628	628	628	628
介護老人保健施設 (老人保健施設)	(か所)	5	5	5	5
	(床)	487	487	487	487
介護医療院	(か所)	1	1	1	1
	(床)	52	52	52	52

## ③その他居住系サービス

介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）は、第7期計画期間や第8期計画期間の施設サービス見込量を考慮し、第7期計画までに需要に沿う整備数に達しているため、第8期計画での整備は行わないものとしします。

## 【居住サービスの整備数】

施設種別		実績値		目標値	
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	(か所)	14	14	14	14
	(床)	1,220	1,220	1,220	1,220
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	(か所)	0	0	0	0
	(床)	0	0	0	0

No.	名称	所管
5・2・4	介護サービス相談員派遣事業	高齢介護課

介護サービス相談員が、利用者からの相談を受けることで、疑問や不満及び不安の解消を図るとともに、市と介護サービス事業者の橋渡し役となり、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう努めます。

「認知症高齢者グループホーム」や「特別養護老人ホーム」などの介護サービス事業所への派遣に加え、「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」へ対象施設の拡大を図ります。

また、相談員の質の維持・向上を図るため、養成研修や現任研修等への参加を促進し、活動内容の充実に取り組めます。

## 【相談員の派遣先施設数と延派遣人数】

実績値（令和2年度は見込値）			目標値		
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
19施設	19施設	19施設	21施設	22施設	24施設
389人	321人	休止	312人	384人	480人

No.	名称	所管
5・2・5	有料老人ホーム等の設置状況等に係る県との情報連携	高齢介護課

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の設置状況等について、神奈川県との情報連携の強化に努めます。

## 【定員数（令和元年4月1日現在）】

施設種別	定員数
住宅型有料老人ホーム	63人
サービス付き高齢者向け住宅	274人

No.	名称	所管
5・2・6	要介護者等に対する生活期リハビリテーション提供体制の検討	高齢介護課

**【1】生活期リハビリテーション体制整備の必要性**

リハビリテーションは、単なる心身機能向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものです。

ここでは、国の示す「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き（以下、リハビリテーションの手引きという。）」の指標を用いて、市の生活期リハビリテーション提供体制に係る現状を把握・分析するとともに、住み慣れた地域で自立した生活を送っていくために必要な生活期リハビリテーションを提供するための具体的な取組を検討していきます。

**【2】評価指標を用いた現状の分析**

「リハビリテーションの手引き」では、現状の把握と評価のため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設及び介護医療院の4サービスについて、主に以下の指標を用いて検討することとされています。

**◆ストラクチャー指標**

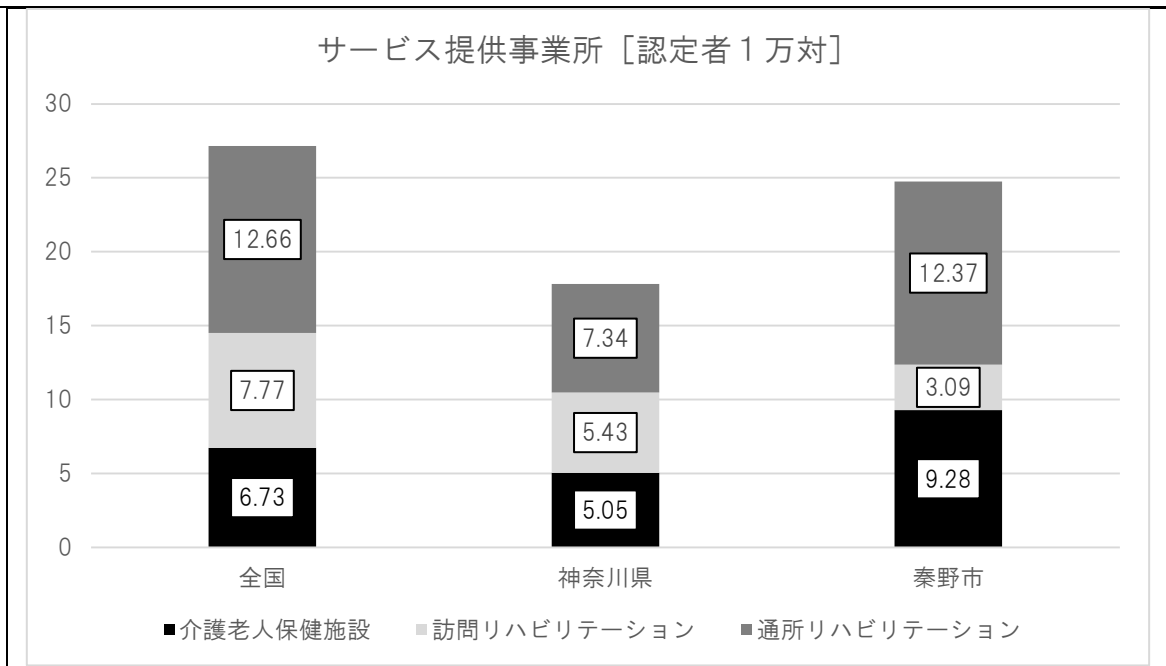
介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標。介護保険のリハビリテーションを供給する介護サービス施設・事業所を把握することが可能。（指標名：サービス提供事業所数）

**◆プロセス指標**

介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標。地域における要介護者への幅広いリハビリテーションサービスの供給を把握することで、介護サービスの提供実態を把握することが可能。（指標名：利用率）

**◆ストラクチャー指標（サービス提供事業所数）**

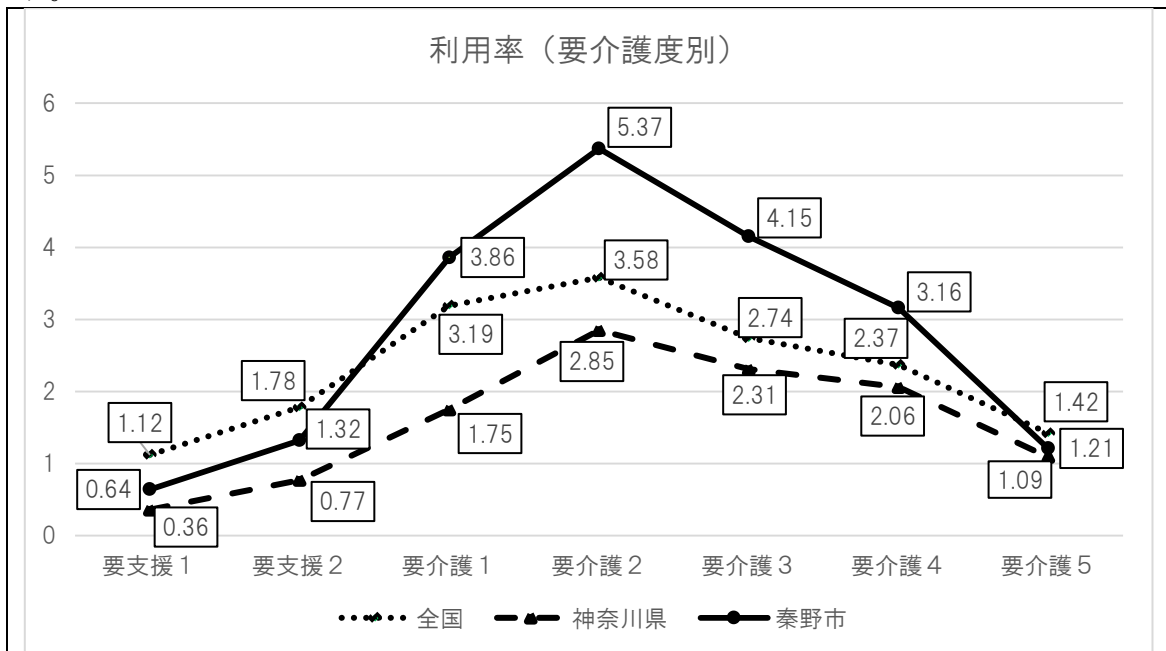
本市では、通所リハビリテーション、介護老人保健施設の事業所数は、県の平均を上回り、訪問リハビリテーションの事業所数は県の平均を下回っています。（介護医療院を除く。）生活期リハビリテーション提供施設の事業所数は、県の標準的な水準以上であり、必要なサービスを受給できる状態にあると考えられますが、今後、高齢者数が増加していくことを鑑み、より一層サービス提供体制を強化していく必要があります。



(出典)厚生労働省「介護保険総合データベース」及び同「介護保険状況報告」年報 H30

◆プロセス指標（利用率）

本市では、通所リハビリテーション、介護老人保健施設の利用率は、県の平均を上回っていますが、訪問リハビリテーションの利用率は、全国や県の平均よりも低い数値となっています。（介護医療院を除く。）利用率は、県の標準的な水準以上にあり、必要なサービスを受給できる状態にあると考えられますが、今後、高齢者数が増加していくことを鑑み、より一層サービス利用につなげていく必要があります。



(出典)厚生労働省「介護保険総合データベース」及び同「介護保険状況報告」年報 R1

【3】現状を踏まえた目標と今後の取組み

今後もリハビリテーションを必要とする方が必要なサービスを受けることのできる体制を維持していくためには、定期的に2つの指標を調査分析し、県平均以上の水準を維持することに取り組んでいきます。

## 基本施策3 給付適正化事業の推進

### ■ 施策の方向性

介護給付適正化主要5事業（介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）の着実な推進を図り、サービス利用者にとって適正なサービスが提供されるよう取組みます。

ケアプランの点検や住宅改修等の点検を効果的に実施するために、介護支援専門員を含めた各種専門職等と連携した点検方法を検討します。

また、神奈川県及び神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と緊密な連携を図りながら、国保連から提供される情報の活用を進め、実地指導等の事業者指導の機会を利用し、給付管理が適正に実施されているか確認・点検を行うなど、各介護サービス事業者に対し適正化への意識の浸透に努めます。

### 主な取組

No.	名称	所管
5・3・1	要介護認定の適正化	高齢介護課
<p>要介護認定は介護保険法の定めにより、全国一律の基準で客観的かつ公平に行う必要があります。適切な認定審査が行われるよう、認定調査員や認定審査会委員の研修を実施し公平・公正な認定に努めます。</p>		

No.	名称	所管
5・3・2	ケアプランの点検	高齢介護課
<p>受給者が真に必要なとする過不足のないケアプランが作成されているか、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用して多職種と共同して点検を実施し、介護支援専門員等の「自立支援に資するケアマネジメント」についての気づきを促し、ケアプランの質の向上を図ります。</p>		

No.	名称	所管
5・3・3	住宅改修等の点検	高齢介護課
<p>平成29年度から開始したリハビリテーション専門職による事前及び事後の聞き取り・現地調査を引き続き実施するとともに、介護支援専門員及び施工事業者への研修等を行い、要介護等認定者の身体状態に合った適切な住宅改修、福祉用具貸与・購入を推進します。</p>		



No.	名称	所管
5・3・4	縦覧点検・医療情報との突合	高齢介護課
<p>国保連の給付適正化システムを活用し、複数月にまたがる請求明細書の内容の確認及び提供されたサービスの整合性の点検を行うとともに、医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を確認するなど介護給付の適正化を図ります。</p>		

No.	名称	所管																		
5・3・5	介護給付費通知	高齢介護課																		
<p>介護サービス利用者が自分の受けたサービスを確認でき、介護サービス事業者が適切なサービス提供を行うよう啓発するため、在宅サービスの利用者に対し利用したサービスの内容や費用等について通知を送付し、請求の誤りや不適切なサービス提供の発見と抑止に取り組めます。</p> <p><b>【通知発送件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,910件</td> <td>4,089件</td> <td>4,100件</td> <td>4,200件</td> <td>4,300件</td> <td>4,400件</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	3,910件	4,089件	4,100件	4,200件	4,300件	4,400件
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																	
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)															
3,910件	4,089件	4,100件	4,200件	4,300件	4,400件															

## 基本施策4 事業者への適切な指定・指導管理体制の強化

### ■ 施策の方向性

介護サービス事業者に対する指導監督は、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること、及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるために必要となっています。

介護を必要とする高齢者とその家族が安心してサービスを利用できるよう、介護サービス事業者への適切な指導や助言を行いサービスの質の向上を図るとともに、引き続き神奈川県と連携し担当職員の知識や専門性、指導力の向上を図りながら、実地指導や集団指導の実施に努めます。

### 主な取組

No.	名称	所管
5・4・1	事業者の指定に係る基本方針	高齢介護課
<p>介護サービス事業者の指定に当たっては、指定基準の遵守は勿論のこと、「地域包括ケアシステム」の構築に向け高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、各日常生活圏域における地域特性及び需給状況を踏まえたうえで、地域の実情に合った適正なサービスの「量」と「質」の確保を目指します。</p> <p>地域密着型サービスの指定においては、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及に努めるとともに、事業の適正な運営を確保するため、指定を制限することを含め必要と認める条件を付すことも検討します。</p> <p>また、介護予防・生活支援サービスの指定においては、多様なサービスへの移行を図り、需要に応じた供給体制を確保するため、基準緩和型サービスを実施する事業所に限り、予防給付型サービスの新規又は更新指定を認めるものとします。ただし、需要量が供給量を上回った場合は、追加指定についても検討します。</p> <p>なお、新規介護サービス事業所の開設に当たっては、地域マネジメントを推進する観点から、可能な限り都市政策所管課が進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによるまちづくりを勘案した指導等を行います。</p>		

No.	名称	所管																																										
5・4・2	事業者への適切な指導・監査の実施	高齢介護課																																										
<p>介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質を確保するため、指定基準の遵守の徹底、サービスの質の改善・向上及び適正利用の促進の観点から、定期的な介護サービス事業者への指導を実施します。なお、介護サービス事業者への指導は、実地指導業務の一部を専門業者へ委託し、専門的な見地から質の向上を図ります。</p> <p>地域密着型サービス事業者に対しては、運営推進会議の適切な開催など、地域に根差した透明性の高いサービス提供及び事業所運営ができるよう指導・助言を行います。</p> <p><b>【集団指導講習実施回数・事業所参加率】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回 (書面開催)</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>95%</td> <td>96%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【実地指導実施件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">実績値（令和2年度は見込値）</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成30年度 (2018年度)</th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29件</td> <td>35件</td> <td>24件</td> <td>17件</td> <td>19件</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table>			実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	1回	1回	1回 (書面開催)	1回	1回	1回	95%	96%	100%	100%	100%	100%	実績値（令和2年度は見込値）			目標値			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	29件	35件	24件	17件	19件	15件
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																																									
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																																							
1回	1回	1回 (書面開催)	1回	1回	1回																																							
95%	96%	100%	100%	100%	100%																																							
実績値（令和2年度は見込値）			目標値																																									
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)																																							
29件	35件	24件	17件	19件	15件																																							

No.	名称	所管
5・4・3	施設内虐待、苦情対応体制の強化	高齢介護課
<p>利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、介護サービスの利用に関する苦情や居住系施設における虐待等の相談に対し、事実関係の確認から介護サービス事業者等との調整まで迅速に対応する相談体制を整え、事業者指導等の機会を捉え、サービスの改善・向上につながるよう適宜指導・助言を行います。</p>		



## 第5章

# 介護サービス量等の 見込み



## 第5章

## 介護サービス量等の見込み

## 1 被保険者数及び要介護認定者数

## (1) 被保険者数の見込み

(単位：人)

区分	年度	実績値			推計値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1号被保険者数		46,751	47,621	48,431	49,039	49,406	49,786
	65-74歳	25,773	25,461	25,427	25,299	24,087	22,724
	75歳以上	20,978	22,160	23,004	23,740	25,319	27,062
第2号被保険者数		54,651	54,599	54,405	54,353	54,448	54,328

※各年度9月末日現在（令和2年度までは実績値、令和3年度以降は実績を基にした推計値）

## (2) 要介護認定者数等の見込み

(単位：人)

区分	年度	実績値			推計値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1号被保険者		6,445	6,616	6,872	7,156	7,543	7,902
	要支援1	424	461	509	546	573	596
	要支援2	613	632	651	690	733	775
	要介護1	1,364	1,353	1,400	1,420	1,477	1,542
	要介護2	1,398	1,473	1,521	1,594	1,688	1,777
	要介護3	1,031	1,080	1,138	1,204	1,273	1,330
	要介護4	861	897	967	1,024	1,084	1,138
	要介護5	754	720	686	678	715	744
第2号被保険者		179	177	182	182	183	183
	要支援1	6	13	11	12	12	12
	要支援2	22	21	27	26	26	26
	要介護1	33	25	21	19	19	19
	要介護2	46	49	47	49	50	50
	要介護3	26	28	27	28	28	28
	要介護4	26	23	23	22	22	22
	要介護5	20	18	26	26	26	26
事業対象者		536	620	650	670	690	710

※各年度9月末日現在（令和2年度までは実績値、令和3年度以降は実績を基にした推計値）

## 2 介護保険給付費及び地域支援事業費

### (1) 居宅サービス見込量

#### ■利用者数

(単位：人／月)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>居宅介護サービス</b>				
訪問介護		927	976	1,023
訪問入浴介護		91	96	99
訪問看護		793	835	875
訪問リハビリテーション		53	57	59
居宅療養管理指導		988	1,040	1,089
通所介護		1,285	1,354	1,415
通所リハビリテーション		731	770	805
短期入所生活介護		322	340	355
短期入所療養介護		62	65	68
福祉用具貸与		2,309	2,432	2,545
特定福祉用具購入費		45	47	50
住宅改修費		31	32	35
特定施設入居者生活介護		473	499	521
居宅介護支援		3,315	3,492	3,654
<b>介護予防サービス</b>				
訪問入浴介護		-	-	-
訪問看護		66	70	73
訪問リハビリテーション		5	5	5
居宅療養管理指導		45	48	50
通所リハビリテーション		139	147	154
短期入所生活介護		4	5	5
短期入所療養介護		-	-	-
福祉用具貸与		345	364	380
特定福祉用具購入費		10	11	11
住宅改修費		13	13	14
特定施設入居者生活介護		50	52	55
介護予防支援		487	512	536



## ■給付費

(単位：千円)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>居宅介護サービス</b>				
訪問介護		712,439	750,388	786,200
訪問入浴介護		66,026	69,694	71,949
訪問看護		437,295	460,785	482,777
訪問リハビリテーション		25,991	28,012	28,892
居宅療養管理指導		158,750	167,201	175,074
通所介護		1,302,829	1,373,658	1,435,220
通所リハビリテーション		639,844	674,724	705,181
短期入所生活介護		303,021	320,043	333,816
短期入所療養介護		52,966	55,484	58,134
福祉用具貸与		389,631	410,366	429,370
特定福祉用具購入費		14,209	15,008	15,924
住宅改修費		28,565	29,879	32,573
特定施設入居者生活介護		1,122,793	1,184,668	1,236,886
居宅介護支援		608,061	640,911	670,644
<b>介護予防サービス</b>				
訪問入浴介護		-	-	-
訪問看護		24,702	26,230	27,339
訪問リハビリテーション		2,494	2,496	2,496
居宅療養管理指導		5,914	6,311	6,576
通所リハビリテーション		59,106	62,438	65,464
短期入所生活介護		2,249	2,813	2,813
短期入所療養介護		-	-	-
福祉用具貸与		24,037	25,363	26,480
特定福祉用具購入費		2,890	3,207	3,207
住宅改修費		10,705	10,705	11,570
特定施設入居者生活介護		42,804	44,649	47,156
介護予防支援		27,274	28,690	30,034

(2) 地域密着型サービス見込量

■利用者数

(単位：人/月)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		51	70	102
夜間対応型訪問介護		12	16	24
認知症対応型通所介護		41	42	43
小規模多機能型居宅介護		60	64	80
認知症対応型共同生活介護		191	197	197
地域密着型介護老人福祉施設		30	30	30
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		21	35	48
地域密着型通所介護		562	591	620
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
認知症対応型通所介護		0	0	0
認知症対応型共同生活介護		1	1	1
小規模多機能型居宅介護		0	0	0

■給付費

(単位：千円)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		91,560	125,616	186,208
夜間対応型訪問介護		4,039	5,385	8,115
認知症対応型通所介護		76,333	78,220	80,915
小規模多機能型居宅介護		162,192	173,229	216,952
認知症対応型共同生活介護		598,323	617,493	617,493
地域密着型介護老人福祉施設		98,975	99,030	99,030
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		55,305	91,528	127,017
地域密着型通所介護		468,008	490,908	515,450
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
認知症対応型通所介護		0	0	0
認知症対応型共同生活介護		2,944	2,945	2,945
小規模多機能型居宅介護		0	0	0

## (3) 施設サービス見込量

## ■利用者数

(単位：人/月)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設		692	696	700
介護老人保健施設		478	482	487
介護医療院		30	30	30
介護療養型医療施設		5	5	5

## ■給付費

(単位：千円)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設		2,206,114	2,220,136	2,232,935
介護老人保健施設		1,660,291	1,675,451	1,692,706
介護医療院		136,784	136,860	136,860
介護療養型医療施設		22,249	22,261	22,261

(4) 標準給付費見込み

(単位：千円)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
<b>標準給付費見込額</b>		12,266,717	12,745,793	13,267,131	38,279,641
総給付費		11,647,712	12,132,785	12,624,662	36,405,159
特定入所者介護サービス費		299,226	281,095	294,604	874,925
高額介護サービス費		276,657	286,551	300,324	863,532
高額介護医療合算サービス費		34,858	36,669	38,431	109,958
審査支払手数料		8,264	8,693	9,110	26,067

(5) 地域支援事業費見込み

(単位：千円)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
<b>地域支援事業費</b>		573,471	603,014	644,089	1,820,574
介護予防・日常生活支援総合事業		260,195	281,668	310,785	852,648
訪問型サービス		40,853	45,175	50,751	136,779
通所型サービス		152,227	165,785	184,607	502,619
その他生活支援サービス		0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント		34,268	37,385	41,727	113,380
審査支払手数料		936	1,022	1,141	3,099
高額介護予防サービス費相当事業等		549	599	669	1,817
一般介護予防事業		31,362	31,702	31,890	94,954
包括的支援事業、任意事業		313,276	321,346	333,304	967,926
包括的支援事業(地域高齢者支援センターの運営)		236,829	236,019	240,069	712,917
任意事業		23,398	24,630	25,911	73,939
包括的支援事業(社会保障充実分)		53,049	60,697	67,324	181,070

(6) 保健福祉事業費見込み

(単位：千円)

区分	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
<b>保健福祉事業費</b>					
紙おむつ給付事業費		6,752	8,386	8,722	23,860

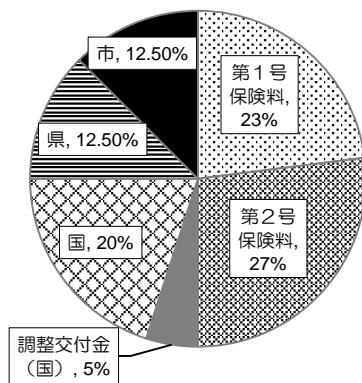
(7) 給付費の財源

介護保険サービスの費用（介護給付費）は、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得の方は2～3割）をサービス利用者が負担し、残りの9割（一部7～8割）が保険から給付されます。

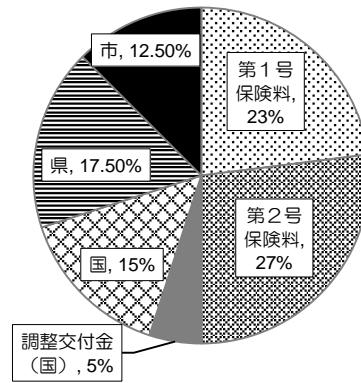
その財源は、全体の半分を国・県・市の公費で負担し、残りの半分は被保険者の方の保険料で賄われています。また、被保険者のうち40歳から64歳までを第2号被保険者といい、65歳以上を第1号被保険者といいます。

■ 介護給付費財源構成

<居宅給付費>

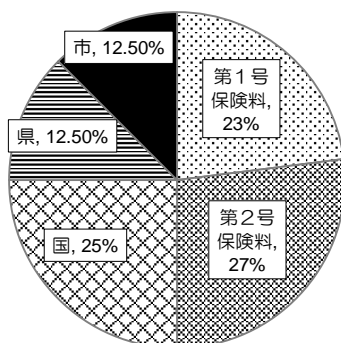


<施設等給付費>

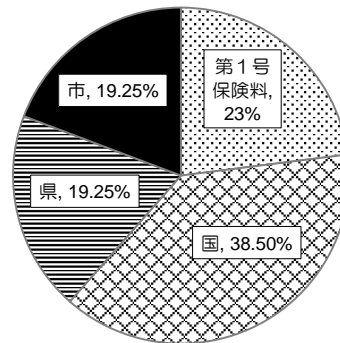


■ 地域支援事業費財源構成

<介護予防・日常生活支援総合事業>



<包括的支援事業、任意事業>



### ③ 第1号被保険者の介護保険料

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における3年間の介護保険給付費等総額は、要介護者認定者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬改定の影響等から、約401億円と見込んでいます。

この介護保険給付費等総額に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じたものが第1号被保険者負担分相当額となります。これに、調整交付金（法定分5%から交付見込割合を減じたもの）や特別給付費を加え、介護給付費等準備基金や保険者機能強化推進交付金等を減じたものが介護保険料収納必要額となります。さらに、予定保険料収納率を加味し、被保険者数で除することにより保険料基準額を算出しました。

第8期計画期間中の保険料基準額は、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、第1号被保険者の負担軽減の観点から、介護給付費等準備基金等を活用し、第7期と同額（月額5,390円）に据え置くものです。

#### (1) 第1号被保険者の介護保険料の算定

A	介護保険給付費等総額	40,100,215 千円	A=B+C
	B	標準給付費見込額	38,279,641 千円
	C	地域支援事業費	1,820,574 千円
			※Cのうち総合事業費 852,648 千円 (C1)
D	第1号被保険者負担分相当額	9,223,049 千円	D=A×E (給付費等の総額 に負担割合を乗じる)
	E	第1号被保険者負担割合	23.0%
F	保険料収納必要額	9,632,951 千円	F=D+(G-H)+I-J-K
	G	調整交付金相当額	1,956,614 千円
	H	調整交付金見込額	414,572 千円
	I	特別給付費（保健福祉事業）	23,860 千円
	J	介護保険給付費等準備基金取崩額	970,000 千円
	K	保険者機能強化推進交付金等	186,000 千円
			※紙おむつ給付事業
L	予定保険料収納額	9,718,473 千円	L=F/M（必要額を 収納率で除す）
	M	予定保険料収納率	99.12%
N	保険料基準額（月額）	5,390 円	N=L÷0÷12月
	O	3年間の第1号被保険者数	150,246 人

## (2) 第8期計画期間の所得段階別介護保険料

段階	対象者		割合	年額(円)	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者または 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	0.50 ↓ 0.30 <small>公費により軽減</small>	32,340 ↓ 19,400
			課税年金収入と合計所得金額の合計が 120万円以下の人	0.65 ↓ 0.50 <small>公費により軽減</small>	42,040 ↓ 32,340
			課税年金収入と合計所得金額の合計が 120万円を超える人	0.75 ↓ 0.70 <small>公費により軽減</small>	48,510 ↓ 45,270
第4段階		世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	0.90	58,210
第5段階 (基準額)			課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円を超える人	1.00	64,680
第6段階		本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.12	72,440
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		1.25	80,850	
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		1.40	90,550	
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人		1.50	97,020	
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人		1.70	109,950	
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人		1.90	122,890	
第12段階	前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人		2.10	135,820	
第13段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.30	148,760		

※消費税増税に伴う低所得者負担額軽減措置により第1～3段階の負担割合が引き下げられています。

■第7期介護保険料と第8期介護保険料の変更点

第7期（基準月額：5,390円）		
段階(割合)	対象者	
第1段階 (0.30)	世帯全員非課税	生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階 (0.50)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人
第3段階 (0.70)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階 (0.90)	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (1.00)		課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階 (1.12)		前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階 (1.25)	本人が住民税非課税	前年の合計所得金額が120万円以上 <u>200</u> 万円未満の人
第8段階 (1.40)		前年の合計所得金額が <u>200</u> 万円以上 <u>300</u> 万円未満の人
第9段階 (1.50)		前年の合計所得金額が <u>300</u> 万円以上 400万円未満の人
第10段階 (1.70)	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が400万円以上 600万円未満の人
第11段階 (1.90)		前年の合計所得金額が600万円以上 800万円未満の人
第12段階 (2.10)		前年の合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満の人
第13段階 (2.30)		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

第8期（基準月額：5,390円）		
段階(割合)	対象者	
第1段階 (0.30)	世帯全員非課税	生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階 (0.50)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人
第3段階 (0.70)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階 (0.90)	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (1.00)		課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階 (1.12)		前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階 (1.25)	本人が住民税非課税	前年の合計所得金額が120万円以上 <u>210</u> 万円未満の人
第8段階 (1.40)		前年の合計所得金額が <u>210</u> 万円以上 <u>320</u> 万円未満の人
第9段階 (1.50)		前年の合計所得金額が <u>320</u> 万円以上 400万円未満の人
第10段階 (1.70)	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が400万円以上 600万円未満の人
第11段階 (1.90)		前年の合計所得金額が600万円以上 800万円未満の人
第12段階 (2.10)		前年の合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満の人
第13段階 (2.30)		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人



※

※（変更点）

- ・第7段階：200万円未満 → 210万円未満
- ・第8段階：200万円以上 → 210万円以上、300万円未満 → 320万円未満
- ・第9段階：300万円以上 → 320万円以上





---

---

# 資料編

---

---



# 資料編

## 1 計画策定の経過

### ( 1 ) 計画策定に係る調査の実施

#### ■介護予防・日常生活圏域二一ズ調査【必須調査】

調査期間	令和元年 12 月 13 日～12 月 25 日
調査対象	市内に在住する 65 歳以上の男女 2,000 人 ※要介護認定者は除く。
調査方法	抽出調査・郵送調査
回答数・回収率	1,674 人（回収率：83.7%）
調査目的	からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査することにより、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することを目的とする。
調査項目	国が定める項目+市独自の項目

#### ■在宅介護実態調査【必須調査】

調査期間	平成 31 年 3 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日
調査対象	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」に伴う認定調査を受ける方とその介護者等
調査方法	抽出調査・聞取調査
回答数・ 有効回答数	717 件（有効回答数：697 件） ※厚生労働省からは、「保険者圏域内人口が概ね 10 万人を上回る自治体における調査では 600 件程度のサンプル数を確保することを目指す。」とされているため、無効調査票（20%程度）を考慮し、717 件を回収した。
調査目的	介護者（在宅）の介護離職を防止する観点も踏まえたサービス提供体制を構築するため、第 8 期介護保険事業計画の作成過程において、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする。
調査項目	国が定める項目

## ■在宅生活改善調査【任意調査】

調査期間	令和2年7月1日～7月22日
調査対象	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員
調査方法	全数調査・郵送調査
回答数・回収率	31件（回収率：79.5%）
調査目的	「（自宅等にお住まいの方で）現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討することを目的とする。
調査項目	国が定める項目

## ■居所変更実態調査【任意調査】

調査期間	令和2年7月1日～7月22日
調査対象	施設、居住系サービス事業所 ※特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、療養型・介護医療院、グループホーム、特定施設（地域密着型含む）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム
調査方法	全数調査・郵送調査
回答数・回収率	36件（回収率：67.9%）
調査目的	過去1年間の新規入居・退去の流れや、過去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討することを目的とする。
調査項目	国が定める項目

## ■介護人材実態調査【任意調査】

調査期間	令和2年7月1日～7月22日
調査対象	施設、居住系サービス事業所 ※特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、療養型・介護医療院、グループホーム、特定施設（地域密着型含む）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム 通所系、短期系サービス事業所 ※通所介護（地域密着型含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、通所型サービス（総合事業）、ショートステイ
調査方法	全数調査・郵送調査
回答数・回収率	94件（回収率：62.3%）
調査目的	介護人材の実態を把握することにより、性別・年齢・資格の有無などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討することを目的とする。
調査項目	国が定める項目+市独自の項目

## ( 2 ) パブリックコメントの実施

## ■パブリックコメントの実施

募集期間	令和2年12月16日～令和3年1月15日
調査方法	市ホームページ、「広報はだの」で周知の上、高齢介護課窓口及び市内公共施設に第8期計画素案を配架し意見等を募集
意見の件数	116件

## 2 秦野市高齢者保健福祉推進委員会

### (1) 委員会開催実績及び審議内容

#### ■平成30年度

開催日	主な内容
8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床の介護医療院への転換について</li> <li>保険者機能強化推進交付金について</li> <li>地域高齢者支援センターの平成29年度実績について</li> <li>市指定事業者の指定状況について</li> <li>特定施設入居者生活介護の公募について</li> </ul>
2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗について</li> <li>平成30年度保険者機能強化推進交付金の報告について</li> <li>地域高齢者支援センターの評価及び平成31年度人員体制等について</li> <li>低所得者保険料軽減について</li> <li>施設整備の公募について</li> </ul>

#### ■令和元年度

開催日	主な内容
11月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗について</li> <li>令和元年度保険者機能強化推進交付金の報告について</li> <li>第8期計画に向けた日常生活圏域ニーズ調査について</li> <li>消費税増税に伴う総合事業の報酬改定について</li> <li>地域高齢者支援センターの平成30年度実績について</li> <li>施設整備の公募について</li> <li>令和元年度サービス事業者指定状況について</li> </ul>
2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者の選定について</li> <li>第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> <li>施設整備の公募について</li> </ul>

## ■令和2年度

開催日	主な内容
6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における日常生活圏域の設定について</li> <li>・計画策定に係る新たな実態調査の実施と介護人材確保に係る施策検討について</li> <li>・令和2年度保険者機能強化推進交付金の評価指標について</li> <li>・消費税増税に低所得者軽減を反映させた条例の一部改正について</li> <li>・地域高齢者支援センターの令和元年度実績について</li> <li>・施設整備の公募について</li> </ul>
9月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画骨子案について</li> <li>・地域共生社会の実現に向けた具体的な取組みについて</li> <li>・日常生活圏域の見直しについて</li> <li>・日常生活圏域ニーズ調査の報告について</li> </ul>
12月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について</li> <li>・第8期計画における施設の整備予定数について</li> <li>・保険者機能強化推進交付金について</li> </ul>
2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> <li>・秦野市介護保険条例の一部改正について</li> </ul>

## (2) 秦野市高齢者保健福祉推進委員会規則

(平成26年9月5日規則第31号)

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市高齢者保健福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員会は、13名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスの事業者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 地域における権利擁護又は相談事業を担う関係者
- (5) 神奈川県平塚保健福祉事務所の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉について学識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、高齢福祉主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、平成29年6月19日までとする。



## ( 3 ) 委員名簿

氏 名	肩書・所属／推薦団体	区分
丸山 博志 (会長)	秦野市医師会 理事	医療関係者
近藤 真由美 (副会長)	秦野市介護支援専門員協会 会長	介護(予防) サービス事業者
木村 達	鶴巻温泉病院リハビリテーション部 部長	
コッシュ石井 美千代	秦野市ホームヘルパー協会 事務局	
久保谷 和明	特別養護老人ホームはだの松寿苑 副施設長	
和田 房枝	秦野市民生委員児童委員協議会 常任理事	第1号被保険者
窪嶋 義文	介護サービス相談員	
東江 文香	秦野市認知症キャラバンメイト連絡会	第2号被保険者
草山 誠	神奈川県行政書士会秦野伊勢原支部	
谷村 めぐみ	平塚保健福祉事務所秦野センター 保健福祉課長	平塚保健福祉 事務所
小林 正稔	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科教授	学識経験者
阿部 正昭	東海大学健康部健康マネジメント学科准教授	

### ③ 用語解説

用語	説明
<b>あ行</b>	
アウトリーチ	福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことをいう。
ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションをいう。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
NPO	Non Profit Organization「ノ・プロフィット・オーガニゼーション」の略である。利益を追求しない自律的な活動を行う民間非営利組織をいう。
SDGs	2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいう。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
<b>か行</b>	
介護給付	<p>被保険者が要介護状態の場合に受ける保険給付であり、以下のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 居宅サービスの利用（居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費）</li> <li>2. 地域密着型介護サービスの利用（地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費）</li> <li>3. 特定福祉用具の購入費（居宅介護福祉用具購入費）</li> <li>4. 住宅改修費（居宅介護住宅改修費）</li> <li>5. 居宅介護支援の利用（居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費）</li> <li>6. 施設サービスの利用（施設介護サービス費、特例施設介護サービス費）</li> <li>7. 自己負担が高額な場合（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費）</li> <li>8. 低所得者の施設利用の際に居住費や食費が一定の基準額を超える場合（特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費）</li> </ol>

用語	説明
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護又は要支援と認定された利用者からの相談応じ、及び利用者がその心身の状況などに応じて適切な介護サービスを利用できるように市町村、介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う専門職をいう。利用者が自立した日常生活を送るために必要となる援助に関する専門的知識と技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けたものとし、ケアマネジャーともいう。
介護離職ゼロ	家族などの介護を理由に介護者が会社を退職することをなくす取り組みをいう。
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者のための医療施設で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う施設をいう。平成29年度末をもって廃止される予定だったが、6年間の期間延長措置が講じられている。 なお、要介護者に対して「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設として、新たに「介護医療院」が創設された。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設をいう。
介護老人保健施設	状態が安定している要介護者が在宅復帰できるよう、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設をいう。
看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	平成23（2011）年6月に成立した改正介護保険法により新設されたサービスで、居宅要介護者に対して、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスをいう。
協議体	市町村を主体とし、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核をなすネットワークをいう。
キャラバン・メイト	「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務め、講師開催をきっかけに、住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通し、地域のリーダー役となる者をいう。

用語	説明
居宅介護支援、 介護予防支援	<p>居宅要介護者が居宅サービス、地域密着型サービス、その他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、居宅要介護者及び家族の希望等を勘案し、利用する居宅サービスの種類及び内容や担当者等を含めた居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことをいう。また、居宅要介護者が介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設への入所を要する場合には、介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。</p> <p>居宅要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、その他の介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員が、居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、担当者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことをいう。</p>
居宅サービス、 介護予防サービス	<p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修をいう。</p> <p>介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防住宅改修をいう。</p>
権利擁護	<p>自己判断が困難な寝たきり及び認知症の高齢者等の代わりに、代理人が権利を表明することをいう。</p>
高齢化率	<p>65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいう。</p>
コグニサイズ	<p>国立長寿医療研究センターが開発した認知症予防運動で、軽い運動をしながら頭で計算やしりとりを行うことをいう。コグニサイズの目的は、運動で体の健康を促すと同時に、脳の活動を活発にする機会を増やし、認知症の発症を遅延させることである。</p>

用語	説明
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることをいう。
<b>さ行</b>	
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が安心して暮らせる賃貸等の住まいをいう。安否確認サービス、生活相談サービスが必須のサービスのほか、介護・医療・生活支援サービスが提供・併設される場合があり、一定条件を整えれば特定施設入居者生活介護等を行うこともできる。
3033（サンマルサンサン）運動	体操ではなく、一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活のために、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化を目指す活動をいう。
シルバーハウジング	住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業をいう。
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設及び介護医療院のサービスをいう。
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	<p>要介護者を対象に、小規模な拠点で通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスを提供するサービスをいう。</p> <p>要支援者を対象に、介護予防を目的として、一定の期間にわたり、小規模な拠点で通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスを提供するサービスをいう。</p>
生活期リハビリテーション	急性期、回復期を経て症状ならびに障害の状態が安定した後、在宅で生活している時期を維持期（生活期）といい、既に在宅生活ができている時期に行うリハビリテーションを維持期（生活期）リハビリテーションという。
生活習慣病	食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称をいい、代表的な病気として、糖尿病、心筋梗塞、脳卒中、がんなどがある。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度をいう。本人の判断能力などに応じて、家庭裁判所が「成年後見人」「補佐人」「補助人」を選任し、これらが本人の利益を考え、本人に代わって法律行為をしたり、本人が行う法律行為に同意したり、取り消したりすることによって本人を保護し、また、十分な判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）に自らの財産管理などに関して代理権を付与する契約を交わすこともできる。

用語	説明
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。
<b>た行</b>	
第1号被保険者	65歳以上の者をいう。
第2号被保険者	40歳から64歳までの者をいう。
ダブルケア	女性の晩婚化と高齢出産の増加に伴い、子育てと親の介護が同時に直面することをいう。
団塊の世代	1947年から1949年までの3年間に出生した世代をいう。
(介護予防) 短期入所生活介護 (特別養護老人ホームなどのショートステイ)	<p>居宅要介護者について、特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことをいう。</p> <p>居宅要支援者について、特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して、介護予防を目的として、一定の期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことをいう。</p>
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のことをいう。高齢者の個別課題の分析を積み重ねることから地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくり、計画への反映などの政策形成につなげていく。
地域高齢者支援センター	一般的には、地域包括支援センターといい、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、市町村が地域包括ケア実現に向け、設置した中核的な機関をいう。本市では、名称を地域の高齢者の支援を行うということで、目的を明確に表示して「〇〇地域高齢者支援センター」とし、平成18年4月1日から地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域高齢者支援センター（介護保険法第115条の46第1項）を市内に5か所設置し、平成27年1月1日から渋沢及び鶴巻地域に追加設置し、合計7か所体制としている。

用語	説明
地域支援事業	<p>被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために実施する事業をいう。地域支援事業には、大きく分けると、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）、包括的支援事業、任意事業の3つがある。</p>
地域包括ケアシステム	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を保険者である市町村などが、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することをいう。</p>
通所介護（デイサービス）	<p>居宅要介護者について、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターに通所して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を日帰りで行うことをいう。</p> <p>居宅要支援者について、介護予防を目的として、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターに通所して、一定の期間にわたり、日常生活上の支援等を行う共通的なサービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティ等）を日帰りで行うことをいう。</p>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>平成23（2011）年6月に成立した改正介護保険法により新設されたサービスをいう。居宅要介護者に対して、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて、居宅において介護福祉士などが入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師などにより行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。</p>
（介護予防）特定施設入居者生活介護	<p>有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者について、特定施設が提供するサービスの内容や担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うことをいう。</p> <p>有料老人ホームやケアハウス等（介護専用型特定施設を除きます）に入居している要支援者について、介護予防を目的として、特定施設が提供するサービスの内容や担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行うことをいう。</p>
<b>な行</b>	
日常生活圏域	<p>住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により設定することとされ、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域をいう。</p>

用語	説明
認知症ケアパス	認知症を発症したときから生活機能障害が進行するなかで、認知症の人の状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、標準的なサービス提供の流れを示したものをいう。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。
<b>は行</b>	
8050問題	ひきこもりが長期化し、80代の親と50代のひきこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている社会問題をいう。
パブリックコメント	行政が政策、制度等を決定する際、市民などの意見を聞き、最終決定を行う仕組みをいう。
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用にも配慮した設計のことをいう。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等があげられる。
フレイルサポーター	市民自らがフレイル予防に取り組むための市民ボランティアのことをいう。今後、フレイルサポーターが中心となり、「フレイルチェック」を行い、市民が早期のフレイルの兆候に気づき、適切な対処につなげることを目指す。
保険給付	介護保険法による保険給付とは、次の3つがある。 1. 被保険者の要介護状態に関する介護給付 2. 被保険者の要支援状態に関する予防給付 3. 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定める市町村特別給付
訪問介護（ホームヘルプサービス）	居宅要介護者であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の施設における居室を含む）に介護福祉士やホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことをいう。 居宅要支援者であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の施設における居室を含む）に介護福祉士やホームヘルパーが訪問して、介護予防を目的として、一定の期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うことをいう。
（介護予防）訪問看護	看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスをいう。 訪問看護を利用できるのは、居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人。ただし、主治医が、利用者の病状が安定しており、訪問看護が必要だと認めた場合に限る。



用語	説明
<b>ら行</b>	
リハビリテーション（機能訓練）	<p>疾病や障害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権めざす専門的技術及び体系のことをいう。介護保険では、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションがあり、維持期の状態に対応し、主として身体機能の維持及び生活機能の維持向上をめざしたリハビリテーションを行う。</p>
老人クラブ	<p>「健康・友愛・奉仕『全国三大運動』」として、明るく、豊かで活力のある超高齢社会の実現に向けて取り組んでいる組織をいう。</p>
<b>や行</b>	
有料老人ホーム	<p>老人福祉法に、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜等の供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」と規定されている施設をいう。</p>
要支援者	<p>身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要する状態の、軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれる状態、または、身体または精神の障害のために、6か月にわたり継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態にあると認定された65歳以上の第1号被保険者、または40歳以上65歳未満の特定疾病のある第2号被保険者のことをいう。</p>



---

第 8 期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和 3 年度 ( 2021 年度 ) ~ 令和 5 年度 ( 2023 年度 )

発 行 : 秦野市福祉部高齢介護課

住 所 : 〒257-8501 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

T E L : 0463-86-6583

F A X : 0463-84-0137

E - m a i l : kourei@city.hadano.kanagawa.jp

発行年月 : 令和 3 年 3 月